



第2期春日市子ども・子育て

すくすくプラン



春日市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
春日市

はじめに

令和元年10月、国は、消費税率を10パーセントに引き上げ、幼児教育・保育の無償化を実施しました。これは、本格的な人口減少社会が現実のものになりつつあることに対し、消費税の増税分を財源として社会全体で子育ての費用負担をし、「子ども・子育て支援」に関する施策を強力に推し進めていこうとするものです。

春日市においても、就労の多様化、核家族化、保育ニーズの多様化などに対応した「子ども・子育て支援」の必要性はますます高まっており、社会全体で「子ども・子育て」を支えるまちづくりの実現を目指してまいりました。

この度作成した第2期の「春日市子ども・子育て支援事業計画」は、前期に引き続き平成17年作成の「春日市子ども・子育てにこにこプラン」の理念を継承しながら、子どもと親が共に成長し自立できるよう社会全体で支え、子どもと子育てに関わる全ての人々の笑顔があふれる春日市を目指すこととして、「寄り添い 分かち合い 子どもすすすす みんなにこにこ」を計画の理念として掲げております。

この第2期計画を策定するに当たっては、妊娠期からの支援および子育て情報の発信、相談窓口の周知を図るなど、安心して子育てができる環境づくりに重点を置き、近年相談が増えている発達への不安を抱えた子どもやその家庭への対応については、より細やかに取り組んでいけるように、発達支援室（仮称）の開設を明記しております。

また、これまで取り組んできた行政・地域・学校等関係機関など社会全体で子育てを支える仕組みについては、引き続き緊密なネットワークづくりを推進し、子どもたちが笑顔で暮らせるまちを目指し、一丸となって取り組んでまいります。

このような施策の実現を通して、未来の社会を担う子どもたちのためのまちづくりを進めてまいりますので、今後とも市民の皆さまにはご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、子どもの健やかな成長を願いつつ活発な審議を頂きました「春日市子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、「春日市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート」などにご協力いただきました方々に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

春日市長 井上澄和



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の進行管理および点検	4
第2章 統計から見る春日市の現状	5
1. 人口の動向	5
2. 合計特殊出生率の推移	9
3. 世帯数の推移	10
4. 経済状況および就業構造の変化	11
5. 未婚率の推移	12
第3章 計画の基本理念	13
1. 計画の基本理念	13
2. 計画の基本目標	13
3. 計画の体系	14
第4章 基本目標ごとの取り組み	15
1. 子どもと親が共に成長し、自立する	15
2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える	26
3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う	33
4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる	40
第5章 子ども・子育て支援事業計画	47
1. 見込量の算出	47
2. 教育・保育提供区域の設定	50
3. 教育・保育施設の充実	52
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実	59
5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	78
資料編	80
1. 家庭類型の分類	80
2. 春日市子ども・子育て会議委員名簿	81
3. 春日市子ども・子育て会議条例	82
4. 計画の策定経過	84

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 第1期計画期間中の社会変化への対応

本市においては、少子化と高齢化が同時に進行しています。将来的に労働力人口が減少し、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が予想されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような社会変化を受け、本市に存在する諸課題を把握するとともに、その解決に向けた道筋をつけるため、計画を見直すこととしました。

(2) 第1期計画期間満了に伴う見直し

本市では、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として、「春日市子ども・子育てにこにこプラン」を平成22年度に策定し、取り組みを推進してきました。

また、平成27年3月には「春日市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「寄り添い分かち合い子どもすくすくみんなにこにこ～子どもの輝き子育ての喜びがあふれるまちかすが～」を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んできました。

この度、計画期間の満了を受け、計画の見直しを行うこととしました。「第2期春日市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の基本理念を継承し、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに、春日市における「子どもの総合計画」として推進していきます。

(3) 地域全体で行う子育て支援

核家族化や少子化、高齢化に伴い、子育て世帯を取り巻く環境は年々変化しています。平成 30 年の社会福祉法一部改正により地域福祉計画が上位計画として位置付けられたことから、地域福祉計画との整合性を図りつつ、「子どもの総合計画」として行政・企業・職場・学校・地域団体など社会全体で子育てを支える方向性を示す必要があります。

2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。さらに、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置付けられた春日市地域福祉計画や、第 5 次春日市障がい者福祉長期行動計画、第 1 期春日市障がい児福祉計画、第 2 期いきいき春日 21 健康づくり支援計画（春日市食育推進基本計画）等をはじめとする市の各種関連計画および国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和 2 年度を開始初年度とし、令和 6 年度までの 5 年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成する「春日市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

(2) アンケートの実施

春日市に居住する保護者を対象に、アンケートを実施しました。日々の生活の中でどのような意見や要望があるのかを調査し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

(調査の目的)

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とする。

(調査の対象)

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

(調査の方法)

郵送による配布・回収

(調査の期間)

平成30年12月1日から平成30年12月31日まで

(回収の結果)

	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	2,000件	994件 (992件)	49.7% (49.6%)
小学生の保護者	2,000件	949件 (949件)	47.5% (47.5%)

(3) 国・県との連携

計画策定に当たっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

(4) パブリック・コメントの実施

令和元年 12 月頃に計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施する予定です。そこで寄せられた意見を計画に反映します。

5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等を実施し、春日市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

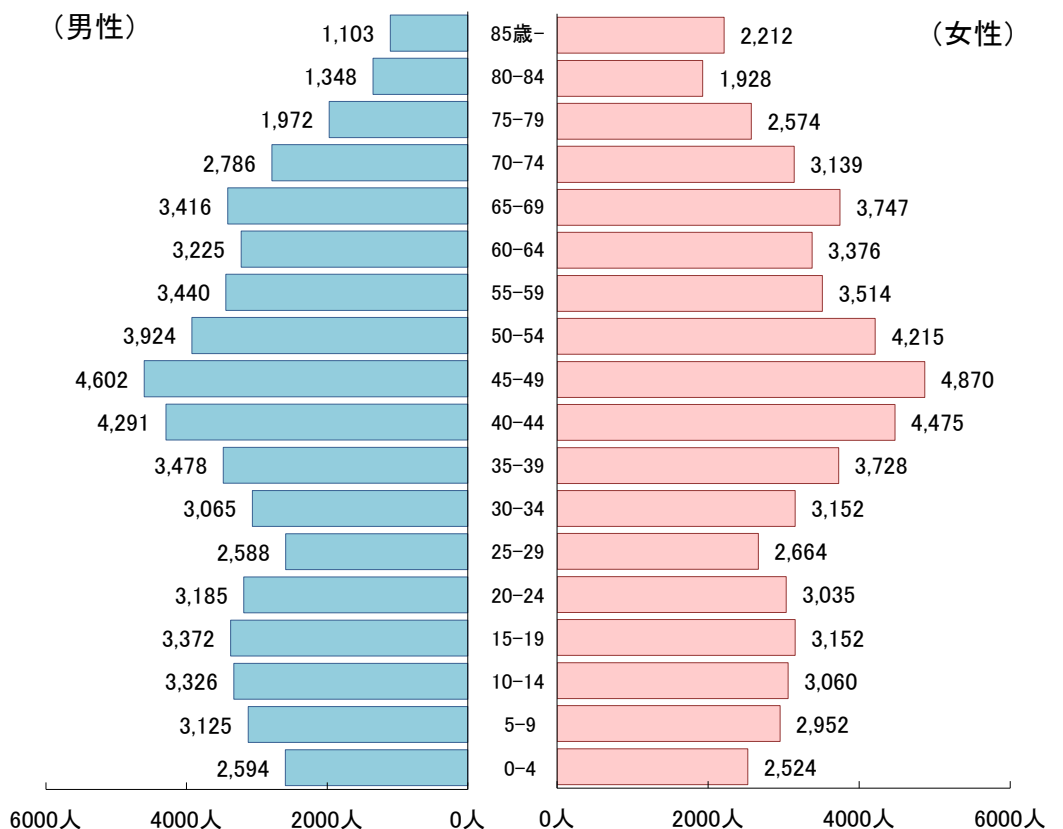
第2章 統計から見る春日市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成を見ると、男女共に、45歳～49歳の人口が最も多いことがわかります。年齢階層が低くなるに従っておおむね人口は減少し、25歳～29歳で底を打った後、若干人口が増加するものの、その後、再び減少に転じています。

図表 1 人口ピラミッド



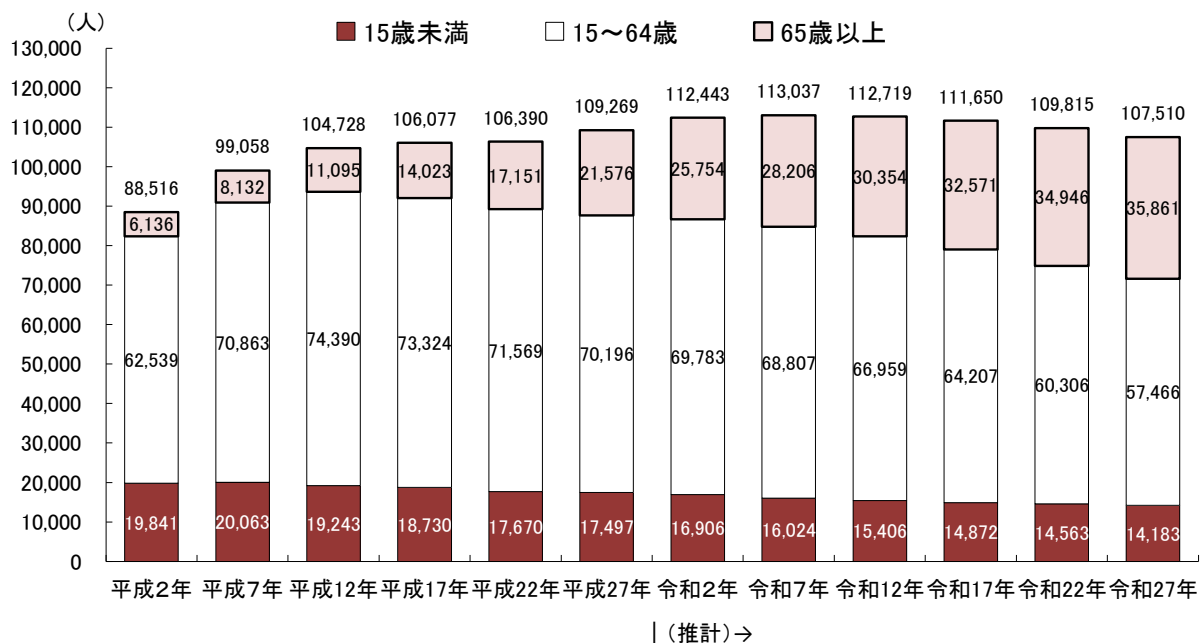
平成 31 年 4 月 1 日現在

住民基本台帳

(2) 人口の推移および将来推計

本市の人口は平成 22 年に若干減少するものの、おおむね増加傾向で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和 7 年をピークに減少に転じると見込まれています。

図表 2 人口の推移および将来推計



各年 10 月 1 日現在

国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

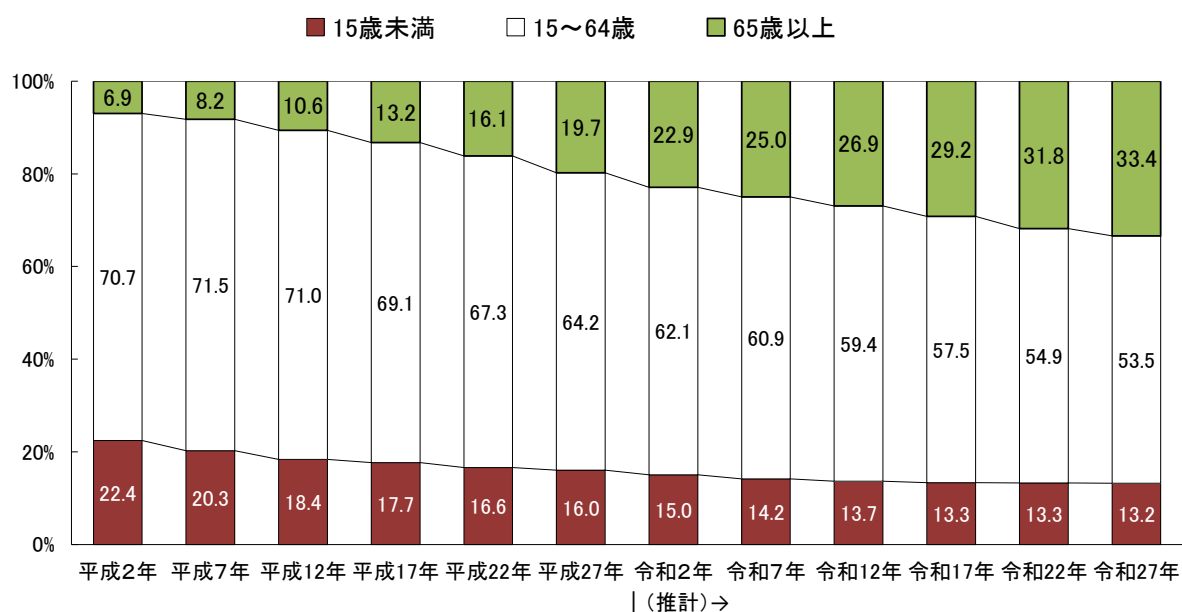
(3) 年齢3区分人口割合の推移および将来推計

人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その内訳の推移を見ると、平成2年では全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は6.9%であったものの、その後急速な高齢化が進行し平成27年には高齢化率が19.7%になっています。

一方、15歳未満の年少人口の割合は、平成2年では22.4%であったのが、平成27年には16.0%まで低下しており、高齢化と同時に少子化が進行していることがわかります。

人口推計の結果、今後も高齢化は進行し、令和27年には高齢化率が33.4%となる見込みです。これは、本市の市民の3人に1人以上が高齢者になることを意味しています。また、少子化の傾向については、今後も継続する見込みです。

図表 3 年齢3区分人口割合の推移および将来推計



各年 10月1日現在

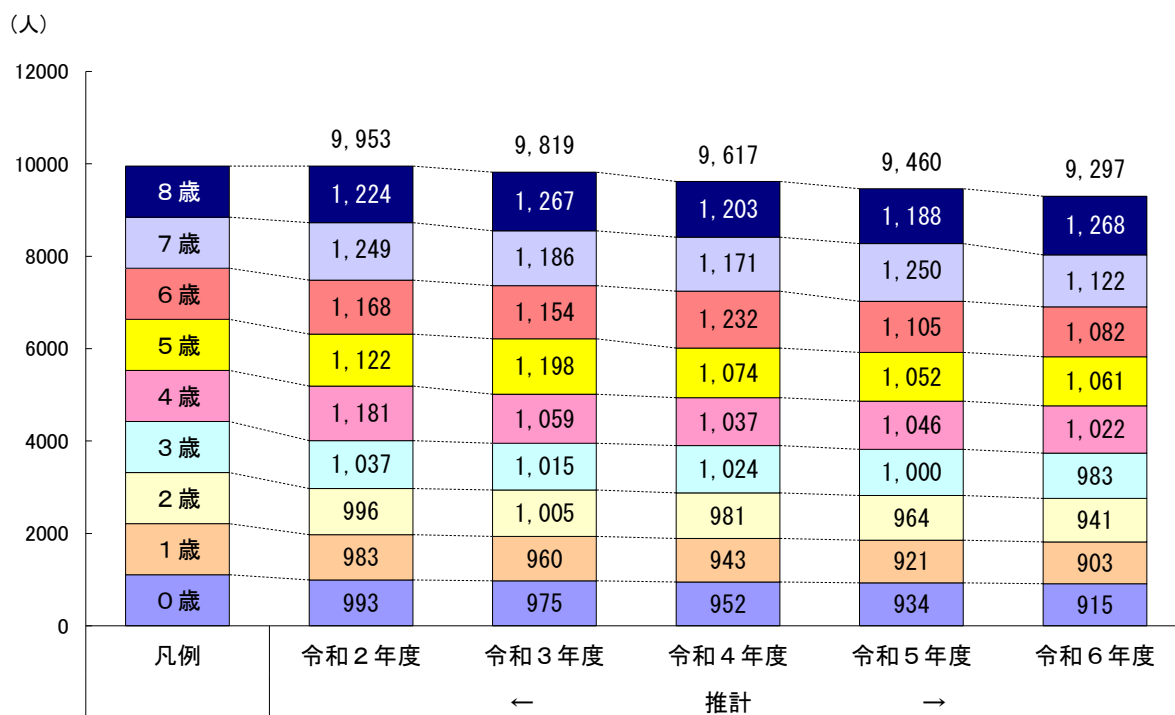
国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(4) 第2期計画期間中の8歳以下各歳別人口推計

各歳・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を実施しました。

8歳以下の人口の将来推計を見ると、令和2年度の推計では9,953人であったのが、5年後の令和6年には9,297人となっており、若干の減少傾向に推移する見込みです。年齢によって多少傾向が異なるものの、第2期計画期間（令和2年～令和6年）に限定すれば、大幅な人口減の影響を想定する必要はありません。

図表4 人口推計結果（8歳以下）



各年の推計結果

住民基本台帳の人口実績より推計

2. 合計特殊出生率の推移

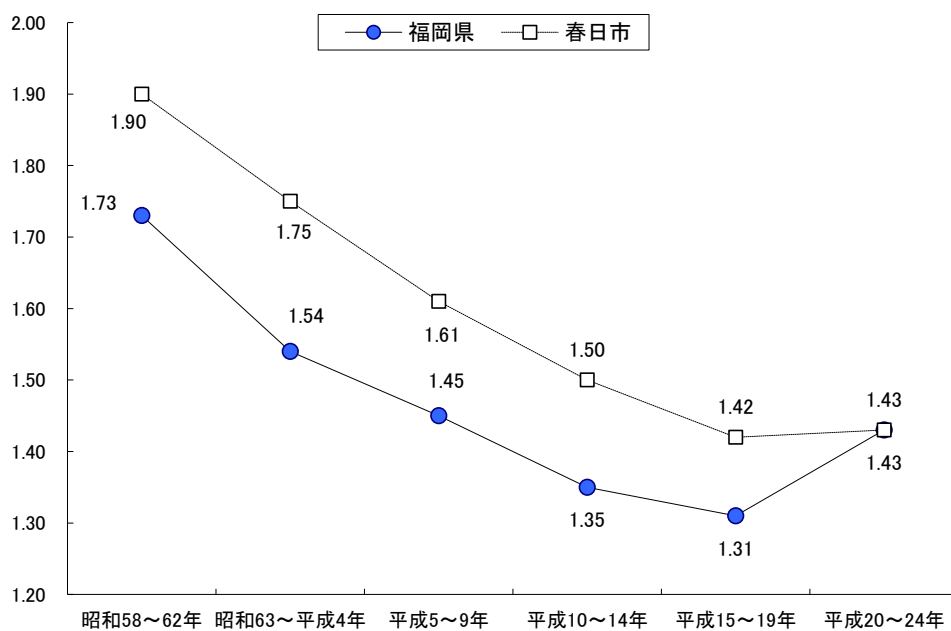
合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

本市の合計特殊出生率はおおむね県平均よりも高い傾向にありますが、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である2.07を大きく下回って推移しています。

本市の合計特殊出生率は、昭和58年から昭和62年では1.90であったのが、減少を続け、平成15年から平成19年では1.42まで低下し、その後平成20年から24年にかけても横ばいで推移しています。

人口ピラミッドを見ると、今後も、出産が可能な女性（人口統計上15歳から49歳と定義）の総人口が減少していくことは確実であり、合計特殊出生率が今後も増加し続けたとしても、本市の出生数の減少傾向に歯止めがかかる見込みは低く、合計特殊出生率を高める取り組みだけでは少子化対策として不十分であるといえます。

図表5 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



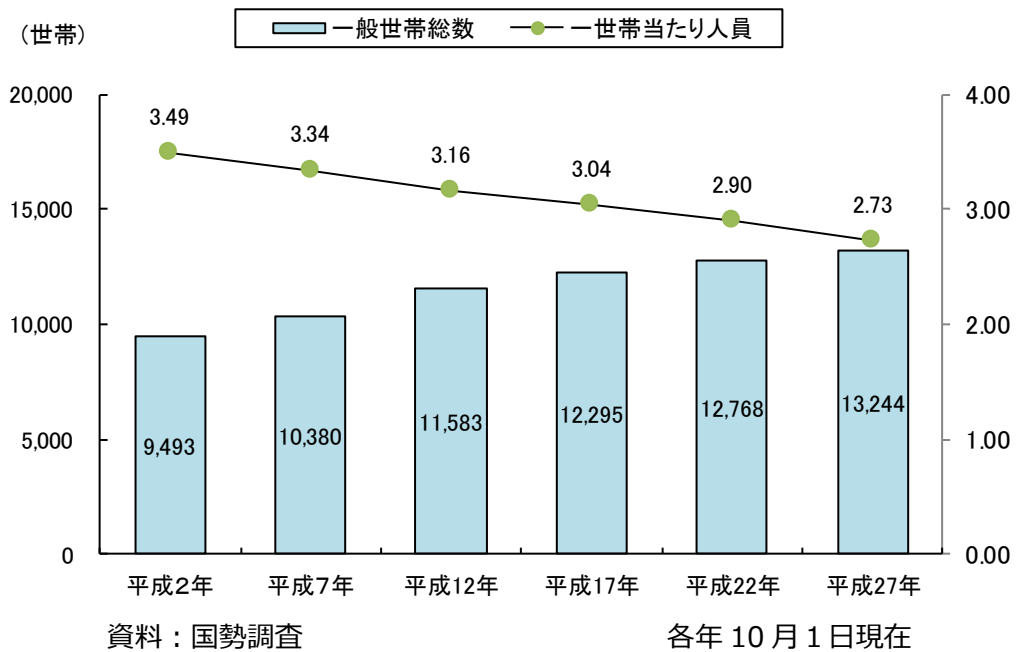
資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

3. 世帯数の推移

本市における世帯数は一貫して増加傾向にあります。1世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

子育て世帯についてもいわゆる核家族世帯が増加することで、悩みや心配事を相談することができず家庭内で孤立するリスクが年々高まっていることが見て取れます。

図表 6 世帯の推移

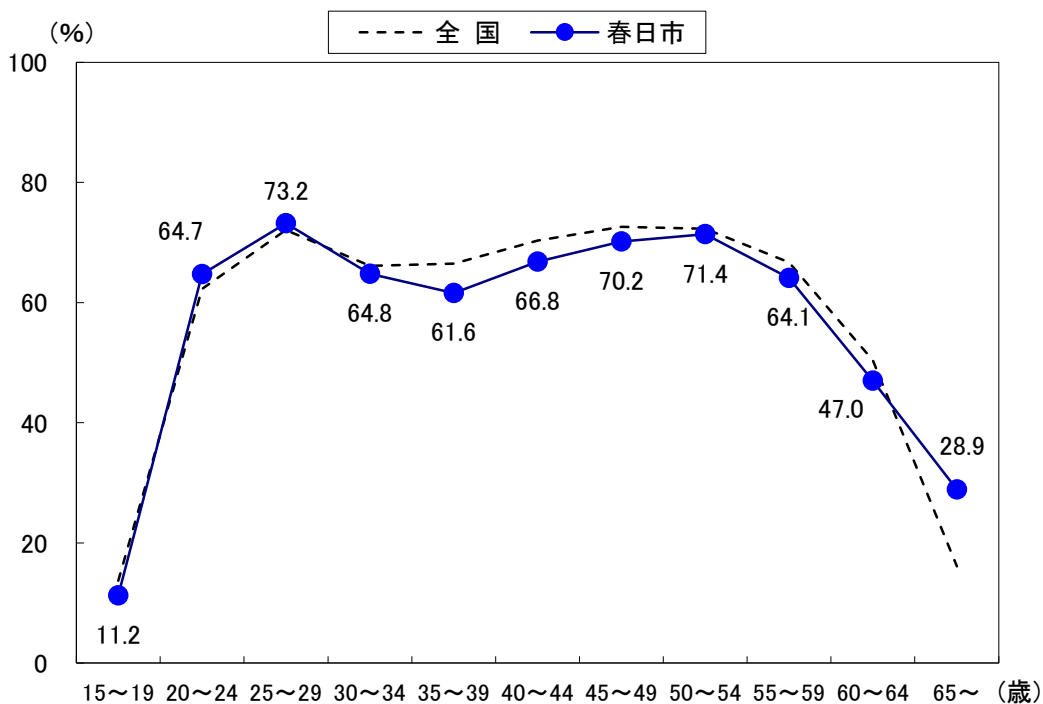


4. 経済状況および就業構造の変化

共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

本市における女性の年齢階層別労働力人口（M字カーブ）を見ると、25歳から64歳にかけて全国平均をやや下回って推移していますが、特に35歳から39歳の労働力人口割合の落ち込みが大きくなっていることがわかります。

図表 7 女性の年齢階層別労働力人口



資料：国勢調査

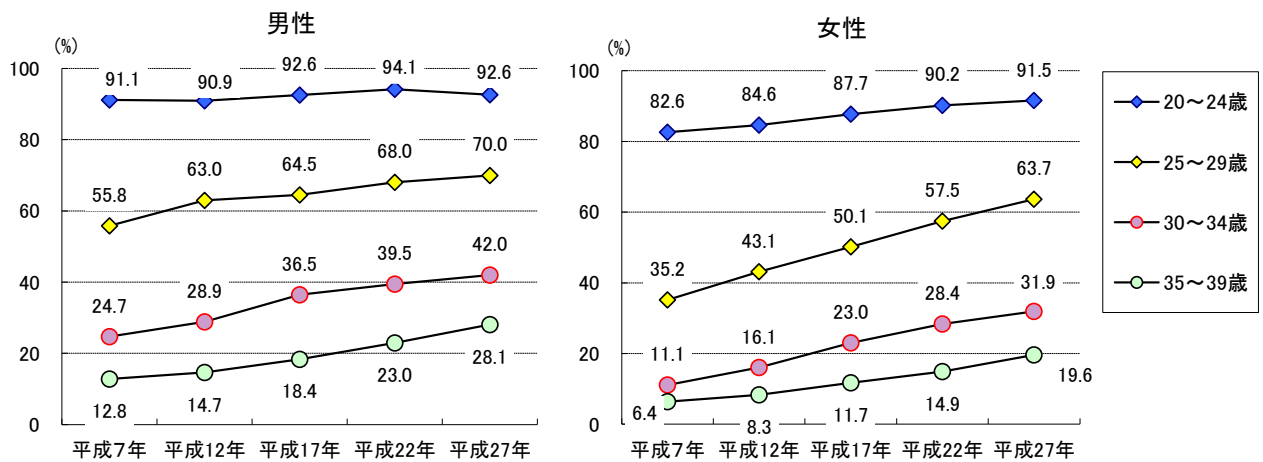
平成 27 年 10 月 1 日現在

5. 未婚率の推移

20歳～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、全ての年齢階層でおおむね上昇していることがわかります。

特に、25歳～29歳の女性の未婚率は平成7年では35.2%であったのが、平成27年では63.7%になっており、男女共に、未婚化、晩婚化が進行していることがわかります。

図表 8 未婚率の推移



資料：国勢調査

各年10月1日現在

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

第2期春日市子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画の基本理念を踏襲し、「寄り添い 分かち合い 子どもすくすく みんなにここにこ ～子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが～」を基本理念として計画を推進していきます。

[基本理念]

寄り添い 分かち合い 子どもすくすく みんなにここにこ
～子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが～

2. 計画の基本目標

第1期春日市子ども・子育て支援事業計画は、次に挙げる4つの基本目標を掲げ推進しました。

平成30年の社会福祉法の一部改正に伴い地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから、第1期計画の体系を引き継ぎ、行政のみならず、地域全体で、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題の解決を図ります。

[基本目標]

1. 子どもと親が共に成長し、自立する
2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える
3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う
4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる

3. 計画の体系

[基本理念]

寄り添い 分かち合い 子どもすくすく みんなにここにこ
～子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが～

基本目標 1 子どもと親が共に成長し、自立する

1. 親が自立し、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合う
2. 自らの人生を切り開くための「生きる力」を獲得する
3. 子どもと親の心身の健康を確保する

基本目標 2 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える

1. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える
2. 子どもの貧困問題を地域ぐるみで支える

基本目標 3 地域の人々と家庭が共に寄り添う

1. 安心して子育てできる安全なまちをつくる
2. 子どもの元気な声を認めるおおらかなまちをつくる
3. 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

基本目標 4 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる

1. 仕事と生活のバランスが取れた良好な子育て環境をつくる
2. 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

第4章 基本目標ごとの取り組み

1. 子どもと親が共に成長し、自立する

(1) 親が自立し、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合う

[現状と課題]

子どもにとっての世界は家庭であり、そこで日常的に接するのは親です。子どもがこの世に生を受けてから、親と触れ合い、親の行動を模倣する中で、良くも悪くも子どもは徐々に社会へ適応していくことになります。したがって、道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは親であるといえます。

親は、子どもが誕生した瞬間から、このように大きな責任と「親」としての役割を背負うこととなります。多くの人は子どもと共に成長する中で「親」になっていきますが、その一方で育児放棄や虐待などが社会問題化しており、本市においても例外ではありません。

第1期計画では、「子どもとの接し方に自信が持てない」という子育て上の悩みを挙げた親の割合を減らすために目標値を設定し、取り組んできました。子育てする中で徐々に自信が培われていく面があるものの、わからないことや不安なことに直面した場合、子育て経験者からの情報や、親としてあらかじめ準備しておくべき事項などを知っておくことも、これから親となる人にとって大きな安心を得ることにつながります。

親になるための心構えや準備などは、現状では、基本的に自分自身で調べたり、子育て教室や家庭教育学級に足を運んだりする必要があります。しかし、行政としては、親からの行動を待つ姿勢だけでは十分であるとはいえません。子どもを生み育てる全ての親が、特に意識しないでいても適切な情報を受け取れる仕組みをつくっていくことが課題となります。

第1期計画で掲げた各種施策に取り組んだ結果、計画策定時点に比べて、「子どもとの接し方に自信が持てない」と回答した親の割合は減少し、着実な改善傾向が見られます。しかし、いまだ就学前の保護者の14.8%、小学生の保護者の12.1%が「子育てに自信を持っていない」と回答している事実を受け止め、取り組みを継続していく必要があります。

最初から完全な親である人はいません。子どもと共に試行錯誤を繰り返す中で成長していく若い親に対して、完全さを求めるのではなく、さり気なく手を差し伸べることで優しく親の自立を助けることも大切です。そのことが、親の自己肯定感、ひいてはよりよい親子関係を築くことにつながるのです。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容								
親が抱えている不安や課題を軽減する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●不安を感じたときにすぐに相談できる窓口を充実させるとともに、相談窓口の周知を図ります。 ●子育て中の親が特に意識しないでも必要な情報を受け取れるような仕組みづくりに取り組みます。 ●子育てに対しての不安・孤立感等を抱える家庭や様々な原因で支援が必要となっている家庭に対しては、個々の家庭の抱える課題の解決や軽減を図ります。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 子ども・子育て相談センター</td> </tr> <tr> <td>2) 子育てガイドすくすく</td> </tr> <tr> <td>3) 母子健康手帳交付</td> </tr> <tr> <td>4) スマートフォンアプリ等を活用した子育て情報配信</td> </tr> <tr> <td>5) 乳児家庭全戸訪問事業</td> </tr> <tr> <td>6) 養育支援訪問事業</td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	1) 子ども・子育て相談センター	2) 子育てガイドすくすく	3) 母子健康手帳交付	4) スマートフォンアプリ等を活用した子育て情報配信	5) 乳児家庭全戸訪問事業	6) 養育支援訪問事業
	主な施策									
	1) 子ども・子育て相談センター									
2) 子育てガイドすくすく										
3) 母子健康手帳交付										
4) スマートフォンアプリ等を活用した子育て情報配信										
5) 乳児家庭全戸訪問事業										
6) 養育支援訪問事業										
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の親に対して完全さを求めるのではなく、さり気なく手を差し伸べることで優しく親の自立を助けます。 ●地域ぐるみで子育てをしているという意識を高め、子育て中の親子に声掛けをするなど、地域全体で子育て家庭を見守っていきます。 ●教育・保育機関では、年齢に応じた相談を受けるよう努めます。 									
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠したら早期に母子健康手帳（親子健康手帳）の交付を受けるなど、出産や育児について理解を深め、親になる意識を高めます。 ●不安なこと、困ったことがあれば、一人で抱え込まず、身近な人や近くの幼稚園や保育所、行政の窓口にご相談します。 ●親としてあらかじめ準備しておくべき事項について、積極的に情報を得るよう努めます。 									

目的	主体	取り組みの内容	
親子の愛着 ¹ 形成と自己肯定感を持った子育てを推進する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生直後の親に対して不安を解消したり、子育てしている親同士の交流や情報交換を促したりするための場を提供し、親子が触れ合う機会を提供します。 ● 様々な機会を活用して、自己肯定感を持つことの重要性を伝え、より良い子育てができるように支援します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域子育て支援拠点事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 場の提供（須玖・光町・毛勝・白水の各児童センター） ・ 親子教室 2) 市報等を活用した啓発 3) 乳児家庭全戸訪問事業
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサロンなどで子育て経験者などが、子どもへの接し方の見本を示し、愛着形成の重要性を伝えます。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは親であることを自覚します。 ● 子どもと触れ合う時間をできるだけ多く持ち、愛着の形成に努めます。 ● 親自身も自己肯定感を持ち、子ども自身も自己肯定感が高まるように、子どもに安心感を与え、様々な経験をさせることで、達成感と成功体験ができる環境を整えます。 	

¹ 「愛着」とは、乳幼児と他の特定の人との間に形成される永続性の高い愛情の絆を意味します。子どもが、自分を取り巻く世界や自分への信頼を確立し自立していく上で、小さな頃の愛着形成は大変重要だと考えられています。

(2) 自らの人生を切り開くための「生きる力」を獲得する

[現状と課題]

子育ての目的の一つは、子どもが親に頼らずとも自分の力で生きていくことができるようにすることです。自分の力で生きるとは、全てを自分一人で行うことではありません。最初は親に全てのことをしてもらいますが、少しずつ学校や友だち、地域の人たちなどへ関係をつなげていきながら、自分がどのようにすれば社会で生きていくことができるのかを子どもが自らの力で考え判断し、行動できるようにすることが大切です。

親は子どものありのままを受け入れる必要がありますが、そのためには良好な子育て環境が必要です。家庭にあっては家族が互いに支え合いながら育児を行うこと、地域にあっては子育て家庭を優しく見守り支えること、学校にあっては、知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力などを育成すること、行政にあっては制度面の整備を行うこと、これらが十分に整ってこそ、心のゆとりを持って子育てできる環境がつけられます。

第1期計画では、「子育てに関して配偶者などの協力が少ない」、「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」について、子育てをする上での悩みとして挙げた親の割合に係る評価指標を設定しましたが、設定した目標値をおおむね達成しており、行政による各種取組の効果のほか、地域や家庭における男女共同参画意識の醸成等によって、子どもと親が共に成長し、自立する環境が徐々に整いつつあることが見て取れます。

毎日の生活の中で、子どもは家族が助け合う姿や近所の人と親が接する際のやり取りなどを見て、人とのコミュニケーションの方法を学びます。しかしながら、核家族化が進み、隣近所とのコミュニケーションの希薄化などによって、子どもが見よう見まねで学ぶための生きた教材が以前と比べ格段に少なくなっており、乳幼児期に獲得すべき心の発達プロセスへの影響が懸念されます。

本市においても、子育て中の親に対して子どもの自立に向けた啓発活動が十分になされているとはいえ、今後の取り組みに向けた課題があります。将来を担う子どもが自らの人生を切り開ける「生きる力」を獲得するために、行政、家庭、地域のそれぞれの立場から十分なサポートを行っていきます。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容			
子育て中の親が子どもの自立の必要性を理解する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●「親がかわれば、地域（社会）がかわる。地域（社会）がかわれば、子どもたちのこれから（未来）がかわる。あなたのその一歩が、子どものやる気スイッチにかわる！」というスローガンの下、いろいろな方面への活動意欲が高まるような講座を実施します。 ●地域や家庭の教育力の向上、青少年教育、社会人権・同和教育など各種社会教育事業も実施します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 273 1418 320">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1013 320 1418 739"> 1) 社会教育講座、講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・地域で子どもを育てる交流会 ・入学説明会時における「子育て講演会」 ・小中学校PTA、社会教育関係団体向け学習会支援 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	1) 社会教育講座、講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・地域で子どもを育てる交流会 ・入学説明会時における「子育て講演会」 ・小中学校PTA、社会教育関係団体向け学習会支援
	主な施策				
	1) 社会教育講座、講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・地域で子どもを育てる交流会 ・入学説明会時における「子育て講演会」 ・小中学校PTA、社会教育関係団体向け学習会支援 				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の家庭を常に気にかかけ、過保護ではなく、年齢に応じた自立を促す声掛けをしていきます。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの自立のためには、まず子どものありのままを受け入れることが大切であると認識し、子どもが親に安心して頼れるよう気を付けます。 ●家族が互いに支え合い、コミュニケーションを十分に図りながら子育てをします。 ●親自身が自立した姿を子どもに見せるように自覚します。 ●家庭で基本的な生活習慣が身に付けられるようにしていきます。 				

目的	主体	取り組みの内容			
社会との関わりについて学び、子どもに生きる力を身に付ける 機会を提供する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●全中学校で、多くの事業所の協力の下、職業体験を実施し、就業について学ぶとともに、将来について考える機会を提供します。 ●乳幼児等との交流を通じて、命の大切さや子育てについて学び、また、子どもたちが意欲的かつ主体的に活動を行えるよう支援します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 264 1417 309">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1013 309 1417 633"> 1) 職業教育（職業体験） 2) 異年齢交流事業 3) 子ども会インリーダー・ジュニアリーダー研修の支援 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	1) 職業教育（職業体験） 2) 異年齢交流事業 3) 子ども会インリーダー・ジュニアリーダー研修の支援
	主な施策				
	1) 職業教育（職業体験） 2) 異年齢交流事業 3) 子ども会インリーダー・ジュニアリーダー研修の支援				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育機関での道徳教育などを通じて、生きる力を伸ばしていきます。 ●自治会行事などを通じて子どもに役割を与えることにより、社会との関わりについて学び、体験する機会をつくれます。 ●保育所や学校などでは、食育を推進し、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを強化し、望ましい生活習慣が身に付くよう、支援していきます。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもと親の関係を徐々に地域などへつなげていくことで、子どもの自立を促します。 				

(3) 子どもと親の心身の健康を確保する

[現状と課題]

子どもの病気や事故に対して、親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解をより深め、引き続き高い予防接種率を維持することが重要です。

妊娠中の母体および胎児の健康と、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。特に、喫煙は、早産や低出生体重児の出生、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等の原因となるほか、たばこの誤飲、誤食等などの事故にもつながりかねません。これらを防ぐため、たばこと喫煙の害についての知識を普及させ、分煙等の取り組みを推進する必要があります。

また、子どもの病気や事故への速やかで適切な対処のために、そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも、かかりつけ医を持ち、加えて保護者自身も正しい救急法を身に付けることが必要です。

近年では、スマートフォンやタブレットの普及により、誰でも気軽にデジタルメディアに触れることができるようになりました。しかし、子育てにスマートフォンなど、デジタルメディアを多用することについては、日本医師会などから、親子の愛着形成や運動機能の発達、コミュニケーション能力の発達などへ影響が及ぶことに懸念が表明されています。

さらに、子どもが思春期になれば、より難しい状況が生じることもあります。例えば、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動が現れることもあります。また、薬物乱用は一般市民にも広がりを見せており、現代のわが国において、子どもたちの状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちがこれらの行動がもたらす結果について理解し、適切な対応を取ることができるようにするためには、学校、家庭、地域が一体となって何が問題であり、どのような危険があるのかを教え、見守ることが大切です。

子育てを通じて日々、喜びや感動を与えられていると感じる親がいる一方、一人で仕事、家事、育児の全てをこなさなければならない、いわゆる「ワンオペ育児」により、育児に疲れ、追いつめられる親もいます。

第1期計画では、子育てを「楽しい」、「楽しいことが多い」と感じる親の割合を90.0%以上にする目標を立て、地域の協力の下、地域ぐるみで子育てをす

る環境をつくるよう努めてきましたが、調査結果を見る限り、満足できる効果を得ることができませんでした。第2期計画では、引き続き各種施策に取り組みつつ、目標値を達成することができなかった項目については取組内容を追加し、または変更することで親の精神面での健康を確保していく必要があるといえます。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容	
		主な施策	
子どもと親の健康状態を確保する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの成長発達に応じ、適切な時期に健康診査を受けることにより、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。 ●親の心身の健康状態を確認し、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。 ●喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性について啓発を強化します。 ●デジタルメディアを使用した子育てについて、保護者等への啓発を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 乳幼児健康診査等 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診(集団) ・10か月児健診(個別) ・1歳6か月児健診(個別) ・3歳児健診(集団) ・就学前健診(集団) 2) 母子健康手帳交付 3) 妊婦健康診査 4) 乳児家庭全戸訪問時における母の産後うつ等のスクリーニング 5) 1歳6か月児健診時の親の歯科検診 6) 健康診査、がん検診
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てサロンなどで、親同士が子どもの病気やその対応方法などについて情報交換する機会などをつくります。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●母体および胎児の健康状態等の確認、疾病の早期発見のため週数に応じた頻度で妊婦健康診査を受けます。 ●子どもの疾病の早期発見、発達状態の確認のため、乳幼児健康診査を受けさせます。 ●親の疾病の早期発見のため、定期的に健康診査を受けます。 ●デジタルメディアの使用については、子どもの年齢に応じた適切な使用に努めます。 	

目的	主体	取り組みの内容	
妊娠期からの子育て支援を充実する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期における喫煙、飲酒、薬物乱用による胎児への影響を回避するため、適切な行動が取れるよう正しい情報を提供します。 ●妊娠中に、出産後に必要な子育て情報を得ることで、出産後の生活に備えていけるよう支援します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 母子健康手帳（親子健康手帳）交付時の説明 2) 子ども・子育て相談センター <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業（母子保健型） 3) 子育て情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドの配布 ・市報、ホームページ 4) マタニティクラス 5) パパママ教室 6) 妊娠・出産包括支援事業
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●母体への負担の軽減、事故防止のため、駐車場の優先スペースや妊産婦が休憩できる場所を確保するなど、安全に行動できるよう配慮し、見守ります。 ●受動喫煙を防止するため妊婦の周囲では喫煙を控えます。 ●思春期の子どもが持つ悩みを理解し、見守ります。 ●妊産婦に優しい職場環境、勤務体制をつくります。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の母体と胎児の健康管理を速やかに開始するため、妊娠11週までに、母子健康手帳（親子健康手帳）を受け取ります。 ●受動喫煙を防止するため妊婦の周囲では喫煙を控えます。 ●未熟児等の予防のため、妊娠中の喫煙、飲酒をやめます。 ●胎児の成長に影響しないように、妊娠中の服薬は、医師や薬剤師の指導に従います。 ●胎児の成長確認、疾病の早期発見のため妊産婦健康診査を定期的に行います。 	

目的	主体	取り組みの内容	
病気の予防について理解を深め、予防に努めるとともに 必要に応じた医療を受ける	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図ります。 ●予防接種について正しく理解し、適切な接種につながるよう支援します。 ●妊娠期の母親や乳児等への感染を未然に防ぐために、感染症予防に努めます。 ●子どもの特性に応じて、適切な医療が受けられるように、かかりつけ医を持つことを推進します。 ●緊急時に安心して医療が受けられる体制を整えます。 ●過度のダイエットや夜更かし、ゲームや携帯依存、喫煙や飲酒、薬物乱用の害、性に関する正しい知識などを身に付け、適切な判断に基づいて行動できるように支援します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定不妊治療費助成金交付 2) 予防接種 <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種 ・先天性風しん症候群予防対策のための風しん予防接種補助金交付 3) こども医療 4) かかりつけ医の推進 5) 小児科夜間・休日救急診療 6) 健康教育
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てサロンなどで、親同士が子どもの病気の予防や医療などについて情報交換する機会などをつくれます。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症などの予防、重篤化の防止のため、適切な時期に予防接種を受けます。 ●永久歯にも影響を及ぼす乳歯の虫歯をつくらないように、子どもの歯磨き管理をします。 ●子どもの特性に応じて、適切な医療が受けられるように、子どものかかりつけ医を持ちます。 	

評価指標と目標

[評価指標]

評価指標		前回調査 (平成 25 年度)	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
1 子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる親の割合	就学前	87.6%	86.9%	90.0%
	小学生	84.8%	84.2%	90.0%
2 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	小学生	69.5%	65.6%	75.0%
3 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合	就学前	2.3%	3.4%	1.0%
	小学生	7.0%	7.2%	3.0%
4 子育ての悩みとして「子どもとの接し方に自信が持てない」を挙げた親の割合	就学前	18.6%	14.8%	10.0%
	小学生	13.3%	12.1%	10.0%
5 子育ての悩みとして「子育てに関して配偶者などの協力が少ない」を挙げた親の割合	就学前	14.8%	5.4%	5.0%
	小学生	8.4%	9.3%	5.0%
6 子育ての悩みとして「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」を挙げた親の割合	就学前	13.0%	10.8%	10.0%
	小学生	6.8%	6.1%	5.0%
7 本市の子どもが、学校教育を通じて生きる力を育み、健やかに成長していると感じている市民の割合 ²		78.9% (平成 26 年度)	—	80.0%

² 「春日市市民意識調査」

2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える

(1) 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える

[現状と課題]

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人一人が障がいに対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

本市においても、SLD（限局性学習症）、AD/HD（注意欠如・多動症）、ASD（自閉スペクトラム症）など、発達障がい（その疑いを含む。以下同じ。）のある子どもが大きく増えており、また、複数の種類の障がいも併存し、状態が複雑化している状況も多くあります。さらに、心理発達検査の結果や医師の診察から、発達障がいがあるとまではいえないものの、発達上で何らかの困り感を持つ子ども、環境要因が発達に影響を及ぼしている子どもなど、一人一人に合った方法による支援や配慮が必要な子どもも増えています。本市では、支援を要する全ての子どもに対応できるよう、「第5次春日市障害者福祉長期行動計画」とも連携し、各種施策に取り組んでいく必要があります。

第1期計画では、「子どもの障がいに関することで悩んでいるが誰にも相談してない」と回答した人の割合を減らす数値目標を設定し、取り組みを進めた結果、第2期計画策定時点の調査結果では、大幅な改善傾向が見られました。

「子どもの発達、気になる情緒や行動に関することで悩んでいるが、誰にも相談していない」と回答した人の割合も、第1期計画策定時点に比べて減少傾向にあることから、引き続き取り組みを進め、さらなる改善を目指します。

いじめをはじめとする人権侵害は今なお深刻な状況にあります。家庭における子育て、それを支える地域社会、さらには保育所や幼稚園における幼児教育（保育）、学校における学校教育、これらを連携させながら、子どもの人権を守り、子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていかねばなりません。子どもに対しても、自分の権利を守るために毅然とした姿勢を取るべきことを教え、自分で自分の身が守れるようにしていくことも必要です。

そのほかにも、不登校や引きこもりなど、子ども・子育てに関し問題は数多くあります。評価指標でもある「子育てに不安や負担を感じる」人の割合が増加傾

向にあることから、どのような問題に対しても迅速に適切な対応を取ることができるよう、支援の体制を整えていく必要があります。

また、様々な事情により支援の必要性が高い全ての子育て家庭に対して、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

虐待は、身体の自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、行政が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが必要ですが、そのためには、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させていかなければなりません。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容
発達に課題を持つ子ども・障がいのある子どもをみんなで支える	行政	<p>●発達に課題を持つ子ども³を早期に発見し、適切な支援を開始することで、子どもの能力を最大限引き出していけるよう体制整備を図り、就学前から就学後まで切れ目のない支援を行います。</p> <p>●障がいのある子ども⁴については、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、専門職を配置し、相談に応じるとともに、児童福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>●障がいなどの有無にかかわらず、気軽に相談できる窓口の周知に努めます。</p> <p>●障がいなどの有無にかかわらず、全ての子ども一人一人の違いを自然に受け入れ、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して生活できるまちを目指します。</p> <p>●市全体の特別支援教育・保育の質を一層向上させるための取り組みを進めます。また、そのために保健師や保育士など市の専門職をより活用できる組織・体制の整備を図ります。</p>
	地域	<p>●地域社会とのつながりが持てるように、発達に課題のある子どもや障がいのある子どもへの理解を示し、声掛けや見守りを行い、地域行事等への参加を促します。</p>
	家庭	<p>●子どもの能力を最大限に引き出せるよう、子どもの成長発達を正しく理解し、必要があれば、早期療育を受けさせます。</p> <p>●障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を送れるよう、状況に応じて必要な福祉サービスを受けさせます。</p>
		<p style="text-align: center;">主な施策</p> <p>1) (仮称) 発達支援室の開設 ・0歳から15歳の発達に関する相談、支援 ・ペアレントプログラム</p> <p>2) はあと相談(未就学児) ・心理士発達相談 ・言語聴覚士相談 ・作業療法士相談</p> <p>3) 親子支援教室</p> <p>4) 児童発達支援(療育)</p> <p>5) 特別支援教育相談事業 ・就学相談 ・レインボー相談室</p> <p>6) 特別支援教育 ・通級指導教室の運営 ・特別支援学級の設置</p> <p>7) 特別支援保育</p> <p>8) 担任サポート事業</p> <p>9) 障がい児支援制度</p> <p>10) いきいきフェスタ</p> <p>11) 発達障害者(児)支援センター「Life」(県事業)等の周知</p>

³ 「発達に課題のある子ども」とは、定型発達では日常生活の中で自然に獲得される行動やコミュニケーション、社会適応のスキルを身に付けるために、一人一人に応じた方法による支援を必要とする子どものことです。

⁴ 「障がいのある子ども」とは、何らかの原因によって長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受けざるを得ない18歳未満の人のことです。

目的	主体	取り組みの内容					
人権侵害・社会適応が困難な状態にある子どもをみんなで支える	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ防止基本方針に基づいて、子どもをいじめから守り、いじめのない子ども社会「いじめの未発見、未解決ゼロ」の実現を目指します。 ●いじめを生まない教育活動（命の教育、人間関係、集団づくりの推進、体験活動の推進、基本的な生活習慣の定着と規範意識の育成）の推進を図ります。 ●社会適応が困難な状態にある子どもの属する集団への働きかけを通じて、自然にノーマライゼーションの行動が取れるよう支援します。 ●不登校状態、引きこもり状態にある子どもへの個別支援および関係機関との連携を強化し、状況の改善に努めます。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1) いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・春日市いじめ問題対策連絡協議会 ・春日市いじめ防止等対策推進委員会の設置 ・校内いじめ問題対策委員会 ・スクールカウンセラーの配置 </td> </tr> <tr> <td> 2) 不登校対策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター ・不登校対策推進会議 ・不登校専任教員及び教育相談員の配置 ・教育支援室（スマイルルーム）設置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・小中学校連携の推進 </td> </tr> <tr> <td> 3) 人権教育・人権啓発冊子ひまわりの発行・人権の花運動・人権教室 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	1) いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・春日市いじめ問題対策連絡協議会 ・春日市いじめ防止等対策推進委員会の設置 ・校内いじめ問題対策委員会 ・スクールカウンセラーの配置 	2) 不登校対策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター ・不登校対策推進会議 ・不登校専任教員及び教育相談員の配置 ・教育支援室（スマイルルーム）設置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・小中学校連携の推進 	3) 人権教育・人権啓発冊子ひまわりの発行・人権の花運動・人権教室
	主な施策						
	1) いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・春日市いじめ問題対策連絡協議会 ・春日市いじめ防止等対策推進委員会の設置 ・校内いじめ問題対策委員会 ・スクールカウンセラーの配置 						
2) 不登校対策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター ・不登校対策推進会議 ・不登校専任教員及び教育相談員の配置 ・教育支援室（スマイルルーム）設置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・小中学校連携の推進 							
3) 人権教育・人権啓発冊子ひまわりの発行・人権の花運動・人権教室							
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめの場面に遭遇したら、声掛けをし、いじめられている子どもを守るとともに、必要に応じ学校に連絡します。 						
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめのサインを見逃さないよう、子どもとのコミュニケーションを大切にします。 ●子どもの不登校やひきこもりに関し、その予兆の把握に努めるとともに、適切な関わりができるよう、教育機関や医療機関、福祉機関等と共に状況の改善に向けて行動していきます。 						

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">養護が必要な家庭をみんなで支える</p>	<p style="text-align: center;">行政</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●子育てしている家庭の相談に応じることで、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。 ●産前・産後の育児支援を行うことで、不安の軽減を図り、子育て世帯の負担を軽減します。 ●虐待をはじめ、養育に支援が必要な家庭の状況を把握し、児童相談所、保育所、学校などと連携を取りながら、子どもの安全を最優先に考え、支援します。 ●市全体の要保護児童対策を一層強化させるための取り組みを進めます。また、そのために保健師や保育士など市の専門職をより活用できる組織・体制の整備を図ります。 ●生活困窮家庭に対して、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、貧困の状況であっても子どもが健やかに成長できる環境を整備していきます。 ●ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進させるよう支援します。 ●DV（配偶者からの暴力）などの影響で、子どもの心身の成長発達が阻害されることがないように保健福祉環境事務所や警察などと連携し支援します。 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子ども・子育て相談センター <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業基本型 ・利用者支援事業母子保健型 ・子ども家庭総合支援拠点の設置及びこれに伴う施設の改修 ・家庭児童相談室 2) 妊娠・出産包括支援事業 3) 春日市要保護児童対策地域協議会 4) 要保護支援（保育所への緊急入所など） 5) 養育支援訪問事業 6) 子育て短期支援事業 7) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 8) 生活困窮者自立支援事業 9) 子どもの学習支援事業 10) 児童扶養手当 11) ひとり親家庭等医療 12) ひとり親家庭等日常生活支援事業 13) DV相談 14) 母子生活支援施設への措置 </td> </tr> </tbody> </table>		主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てしている家庭の相談に応じることで、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。 ●産前・産後の育児支援を行うことで、不安の軽減を図り、子育て世帯の負担を軽減します。 ●虐待をはじめ、養育に支援が必要な家庭の状況を把握し、児童相談所、保育所、学校などと連携を取りながら、子どもの安全を最優先に考え、支援します。 ●市全体の要保護児童対策を一層強化させるための取り組みを進めます。また、そのために保健師や保育士など市の専門職をより活用できる組織・体制の整備を図ります。 ●生活困窮家庭に対して、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、貧困の状況であっても子どもが健やかに成長できる環境を整備していきます。 ●ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進させるよう支援します。 ●DV（配偶者からの暴力）などの影響で、子どもの心身の成長発達が阻害されることがないように保健福祉環境事務所や警察などと連携し支援します。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子ども・子育て相談センター <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業基本型 ・利用者支援事業母子保健型 ・子ども家庭総合支援拠点の設置及びこれに伴う施設の改修 ・家庭児童相談室 2) 妊娠・出産包括支援事業 3) 春日市要保護児童対策地域協議会 4) 要保護支援（保育所への緊急入所など） 5) 養育支援訪問事業 6) 子育て短期支援事業 7) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 8) 生活困窮者自立支援事業 9) 子どもの学習支援事業 10) 児童扶養手当 11) ひとり親家庭等医療 12) ひとり親家庭等日常生活支援事業 13) DV相談 14) 母子生活支援施設への措置
		主な施策				
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てしている家庭の相談に応じることで、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。 ●産前・産後の育児支援を行うことで、不安の軽減を図り、子育て世帯の負担を軽減します。 ●虐待をはじめ、養育に支援が必要な家庭の状況を把握し、児童相談所、保育所、学校などと連携を取りながら、子どもの安全を最優先に考え、支援します。 ●市全体の要保護児童対策を一層強化させるための取り組みを進めます。また、そのために保健師や保育士など市の専門職をより活用できる組織・体制の整備を図ります。 ●生活困窮家庭に対して、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、貧困の状況であっても子どもが健やかに成長できる環境を整備していきます。 ●ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進させるよう支援します。 ●DV（配偶者からの暴力）などの影響で、子どもの心身の成長発達が阻害されることがないように保健福祉環境事務所や警察などと連携し支援します。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子ども・子育て相談センター <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業基本型 ・利用者支援事業母子保健型 ・子ども家庭総合支援拠点の設置及びこれに伴う施設の改修 ・家庭児童相談室 2) 妊娠・出産包括支援事業 3) 春日市要保護児童対策地域協議会 4) 要保護支援（保育所への緊急入所など） 5) 養育支援訪問事業 6) 子育て短期支援事業 7) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 8) 生活困窮者自立支援事業 9) 子どもの学習支援事業 10) 児童扶養手当 11) ひとり親家庭等医療 12) ひとり親家庭等日常生活支援事業 13) DV相談 14) 母子生活支援施設への措置 					
<p style="text-align: center;">地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の家庭に寄り添い、悩んでいる家庭があれば、必要に応じて、民生委員や子ども・子育て相談センターを紹介します。 ●保護者による暴力やしつけ行動などで子どもの人権が侵害されている家庭を見つけたら、民生委員や子ども・子育て相談センターに連絡します。 ●保育所や学校などにおいても、養護が必要な家庭の把握に努め、支援するとともに、必要に応じて、小学校就学時などに教育と福祉の連携を図ります。 					

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに悩んだら、一人で抱え込まず、配偶者や祖父母、友人、また、保育所、幼稚園、小学校、中学校、相談機関などに相談し、解決に向けて行動します。 ●しつけのつもりが感情的になって、手を上げたり、子どもに精神的苦痛を与えたりするなどの虐待行為となってしまうよう注意し、子どもの人権を尊重します。 ●生活困窮によって、子育て環境が悪化しないよう、相談機関を利用し、その解決に努めます。
----	--

(2) 子どもの貧困問題を地域ぐるみで支える

[現状と課題]

子どもの将来は、生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策を図っていかなくてはなりません。生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたりしています。また、生活の困窮がネグレクト等の遠因になる可能性もあります。このような背景や事情を踏まえ、地域とも足並みを揃えながら慎重かつ適切な対応が求められています。

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針と、子どもの貧困に関する指標、当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が同年 8 月に閣議決定されました。

平成 28 年には、県が「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、計画に基づき取り組みを進めているところです。

子どもの貧困問題を考える前提として、まず貧困状態にある子どもを把握しなくてはなりません。しかし、子どもの貧困問題における「貧困」とは、生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状況（絶対的貧困）ではなく、社会における平均的な生活水準よりも著しく低い水準にある状況を意味しています。つまり、「普通の水準」との比較による相対的な貧困であり、何ををもって「貧困」とするのかは、経済をはじめとする国の状況やその時代の国民の意識などによって変化します。したがって、所得だけで、子どもの貧困の実態を正確に把握するのは難しいという側面があります。このため、社会の中で生活に必要と判断される、衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を全国共通の「剥奪指標」の必需項目の候補として設定した上で、それらが国民の支持を得ているかについて大規模調査を実施する必要があるといわ

れています。

政府は、都道府県別の子どもの貧困率などを正確に把握するため、統一指標を用いた全国調査を令和2年度に実施する予定です。市としては、この調査結果や先進事例等について、引き続き調査研究をした上で、実態把握調査など子どもの貧困問題の取り組みを検討していく必要があります。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容
子どもの貧困問題を地域ぐるみで支える	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮する子育て家庭が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、世帯の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援、就労支援等を行います。 ●家庭児童相談室は、春日市民を対象に、子ども自身からの相談や、保護者の子育てに関するあらゆる相談を受け付けています。家庭児童相談室をさらに充実し、生活に困窮する子どもを含め、全ての子どもが心身共に健やかに育つよう努めます。 ●行政の福祉部門と教育委員会、学校等との連携をさらに強化することで、課題を早期に共有し、適切かつ迅速な対応につなげるなど、課題が深刻化・複雑化する前に対処できるよう努めます。 ●子どもの貧困問題に関し、一人親対策など、既存の関連事業（子どもの貧困を直接の目的としていないが、一定の効果を及ぼすもの）を引き続き着実に実施していきます。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●世代を問わず高齢者や親子、子ども（小学生以上）一人でも利用ができ、無料または定額で食事ができるなど、地域交流や居場所づくりを目的に公民館などで開催されている子ども食堂を運営します。

評価指標と目標

評価指標		前回調査 (平成 25 年度)	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
1 子育てに不安や負担を感じる	就学前	6.7%	8.4%	5.0%
	小学生	8.6%	10.5%	7.0%
2 子どもの発達、気になる情緒や行動に関する事で悩んでいるが、誰にも相談していない	就学前	3.9%	3.4%	2.0%
	小学生	8.7%	6.0%	5.0%
3 子どもの障がいに関する事で悩んでいるが誰にも相談していない	就学前	27.8%	14.0%	10.0%
	小学生	9.2%	6.2%	5.0%
4 ふだん家族の間に会話などのコミュニケーションがあまりできていない、全くできていない	就学前	—	—	—
	小学生	7.7%	9.8%	5.0%

3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う

(1) 安心して子育てできる安全なまちをつくる

[現状と課題]

子どもが犠牲になる痛ましい事件は後を絶たず、子どもだけで外出させることに不安を感じるような時代になってきています。

第1期計画策定時では、本市の犯罪認知件数は1,189件（平成25年：福岡県警察本部）でしたが、計画期間中一貫して犯罪認知件数が減少を続け、平成30年現在600件と、5年間でほぼ半減しています。

ただし、公になっていないものや、認知すらされていないものも相当数あると考えられます。また、犯罪などに遭って身体的な被害を受けなかった場合でも、生涯にわたり子どもの心に深い傷を残すこともあり、犯罪認知件数の減少に満足せず深刻な課題であることを踏まえ、犯罪を抑止していく組織的な取り組みを継続していくことが必要です。

一方、本市における交通事故発生件数は725件（平成30年度）となっています。平成27年度の905件と比較して減少傾向にありますが、依然として交通事故が多く発生している状況です。飲酒運転事故やスマートフォン等のながら運転事故、自転車による事故も発生しており、交通事故から子どもを守るための啓発・教育を継続して行う必要があるといえます。

本市では、見守り活動や少年補導員による街頭補導、防犯、交通安全パトロールなどによって、様々な安全対策を行っています。しかしながら、子どもの安全を守るためには、地域の大人たち一人一人が、「地域の子どもたちは自分たちで守る」という強い共通認識を持って、学校、警察、各種団体等との連携を強化しながら、常に子どもの安全を気に向け、地域で継続的に見守っていくことが大切です。

コンビニエンスストアをはじめ、カラオケボックス、ゲームセンターなど、市内には24時間営業している場所がたくさんあります。子どもの安全確保のみならず、子どもの健全育成の観点からも、子どもを深夜に外出させないようにすることも必要です。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容			
子どもが事件や事故に巻き込まれないようにする	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●学校や自治会等の地域の関係団体と連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守るための活動を促進します。 ●子どもの安全が脅かされる情報（不審者、サルの出没、PM2.5、光化学オキシダントなど）については、速やかに情報提供できるよう努めます。 ●子どもが携帯やスマートフォンの不適切な使用によって起こる事件や事故に巻き込まれないよう取り組みます。 ●交通事故や犯罪から子ども自身や保護者が身を守るための啓発や教育を行います。 ●公共施設、道路、公園などの生活環境の整備については、子どもや子ども連れの保護者への配慮に努めます。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 306 1417 344" style="text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1013 344 1417 1003"> <ol style="list-style-type: none"> 1) コミュニティ・スクール 2) 中学生への防犯教育 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校における防犯講話 3) 情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・総合情報メール ・関係機関への不審者情報のFAX 配信 4) 交通安全指導 5) 青パト隊事業 6) こども110番の家 7) ついで隊 8) 少年補導員の見守り 9) 有害図書等排除の推進 10) 歩道整備、公園整備における子どもの安全の確保 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	<ol style="list-style-type: none"> 1) コミュニティ・スクール 2) 中学生への防犯教育 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校における防犯講話 3) 情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・総合情報メール ・関係機関への不審者情報のFAX 配信 4) 交通安全指導 5) 青パト隊事業 6) こども110番の家 7) ついで隊 8) 少年補導員の見守り 9) 有害図書等排除の推進 10) 歩道整備、公園整備における子どもの安全の確保
	主な施策				
	<ol style="list-style-type: none"> 1) コミュニティ・スクール 2) 中学生への防犯教育 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校における防犯講話 3) 情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・総合情報メール ・関係機関への不審者情報のFAX 配信 4) 交通安全指導 5) 青パト隊事業 6) こども110番の家 7) ついで隊 8) 少年補導員の見守り 9) 有害図書等排除の推進 10) 歩道整備、公園整備における子どもの安全の確保 				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの事故防止に注意を払い、より積極的に子どもたちへの声掛けをします。 ●子どもの登下校時にはできるだけ注意を払うなど、通学路の安全確保に協力します。 ●公園等で遊んでいる子どもたちをさりげなく気にかけるなど、地域で子どもを見守ります。 ●定期的に防犯パトロールをします。 ●不審な人や車を見たら警察に通報するなど、地域で情報共有を図ります。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども連れの深夜外出を控え、それが習慣化しないようにします。また、深夜に子どもが無断外出しないよう注意します。 ●「こども110番の家」の場所を親子で確認し、いざというときに助けを呼べるようにします。 ●安全な登下校のために、家庭でも交通ルールや防犯について話をし、通学路の危険箇所の確認を子どもと一緒にいきます。 				

(2) 子どもの元気な声を認めるおおらかなまちをつくる

[現状と課題]

子どもが騒ぐ、泣く、駆け回ることとはごく当たり前の行動であり、誰もがしてきたことでもあります。もちろん、場面に応じた対応ができないような小さな子どもを、他の大人の迷惑になるような場所に連れて行かないなど、時と場合に応じた配慮はしなければなりません。しかし、このような当たり前のマナーやモラルが守れない親がいることも事実です。

一方で、子どもが騒いでもいいような場所であっても、そのような場面に出会ったときに、苛立ちを覚え、または神経質になり、親が子どもを静かにさせるのがあたかも当然であるという態度を取る人は普通に見られます。赤ちゃんの泣き声にさえ寛容になれない人もいるようです。

赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声が聞こえない街は活気がなくなってしまい、温かみや絆を感じにくくなります。また、子どもを拒絶する態度を示すことは、親の孤立感を一層深め、地域が子育て家庭に寄り添うという本市の計画理念にも反します。

少子化傾向にある中で、子どもや子育て家庭を間近に見たり、自分が子育てに協力したりする機会が急速に減少しています。そのことで、子どもや子育て中の親子に対する接し方がよく分からないという市民も増えてきているようです。

本市では、地域がどのように子育て中の親子に寄り添えば良いのかを伝えるなど、あらゆる機会を通じて啓発に取り組み、地域が赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声を認めることができるような、おおらかなまちをつくるための取り組みを進めてきました。第1期計画では、「地域の人から子どものことで声を掛けてもらうことがある」と回答した小学生の保護者の割合を75.0%以上にする数値目標を掲げ各種の取り組みを進めましたが、アンケート結果では63.6%に留まり、目標を達成することはできませんでした。

少子化や核家族化、生活様式の多様化等によって、地域の関係性は年を追うごとに弱まる傾向にあります。自治会をはじめとする地域の関係者と協力しながら、地域ぐるみで子育てをしているまちの雰囲気の子育て中の保護者が実感できるよう、継続的な取り組みを進めていく必要があります。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容	
赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声を大切に する地域の雰囲気醸成する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや子育てについての正しい情報を提供するなど、子育てしやすいまちを目指します。 ●子どもと子育て家庭を地域と共に支えながら、子どもの成長の喜びを分かち合える子育てしやすい地域を目指します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て情報の提供、子育てについての啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイド ・市報 ・ホームページ ・スマートフォンアプリによる配信 2) コミュニティ・スクール 3) 赤ちゃん、子ども参加型事業（児童センター事業、読みきかせ、各種講演会など）の推進 4) 赤ちゃんの駅
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの存在を無視したり、子どもや子育て中の親を拒絶したりすることなく、温かな目で見守ります。 ●困っている子どもや子育て中の親を見かけたら、気軽に声を掛け手助けできる旨を伝えます。 ●子どもの特性を知り理解することに努め、地域全体で子育てしているという雰囲気にするよう心掛けます。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●困ったことがあれば、周囲の人に声を掛け、手助けをお願いするなど、子どもを通じて地域の人とのコミュニケーションを図ります。 ●子どもと一緒に地域の活動等に積極的に関わります。 ●子どもがいても、時と場合に応じた配慮をするとともに、場面に応じた対応ができないような小さな子どもを静かにすることが求められる場所には連れて行かないなど、マナーやモラルの向上に努めます。 	

(3) 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

[現状と課題]

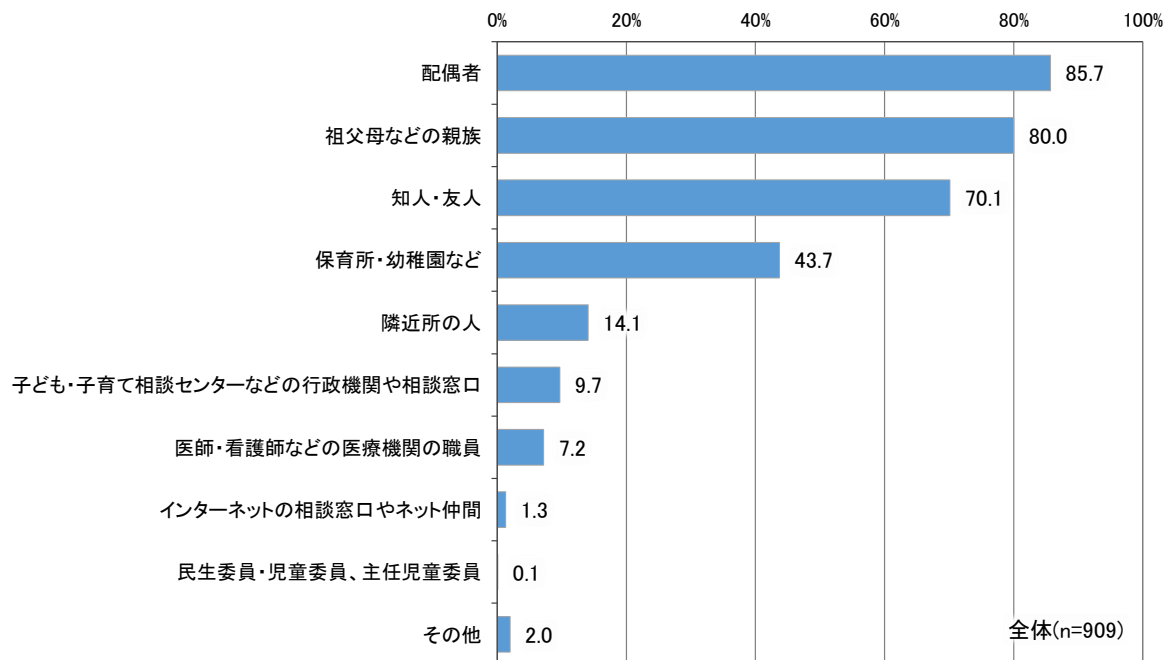
少子化や核家族化の進行、地域コミュニティにおける関係の希薄化等の社会環境の中で、子育て中の親はややもすると孤立しやすい環境下にあるといえます。

万一、親が孤立したときに、どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと、場合によっては深刻な結果を招いてしまうことになりかねません。

アンケート結果によると、子育てに関して気軽に相談できる先について、配偶者や家族、親族、知人、友人を挙げる保護者がほとんどであり、隣近所の人や行政機関等を挙げる人は比較的少ない状況です。困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、何かがあったとしても何とかできるという安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、あらゆる人や機関に寄り添って子育てしていると実感できるまちにしていきます。

図表 9 お子さんの子育てに関して気軽に相談できる先（就学前児童の保護者）



資料：アンケート結果

平成 30 年 12 月

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容	
孤立を防ぎ、気軽に相談できる地域をつくる	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●身近なところで子育て支援が受けられるよう環境整備を図ります。 ●子育てサロン等の子育て支援をする地域活動の推進を支援するとともに、子育てに関わる団体等のネットワークづくりも促進します。 ●ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、子育て経験者による子育て支援（まかせて会員及びどっちも会員の活動）を推進します。 ●子育てに必要な情報が入りやすい環境整備に努めます。 ●相談に至らず、孤立しがちな市民に対し、相談しやすい環境を整備します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子ども・子育て相談センター <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業基本型 ・利用者支援事業母子保健型 ・子ども子育て相談（来所、電話、メール、訪問） 2) 地域子育て支援拠点事業 3) 児童センター事業 4) 地域支援（園庭開放など） 5) 地域サロンへの支援 6) ファミリー・サポート・センター事業 7) 子育て情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイド ・市報 ・ホームページ ・総合情報メールによる配信 ・スマートフォンアプリによる配信 8) すこやか訪問事業（健診未受診者等訪問） 9) 未就園児等全戸訪問事業
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみで子どもを見守り、積極的に声を掛けます。 ●子育て家庭が地域で孤立しないように、近所同士がお互いに声を掛け合います。 ●幼稚園や保育所でも、利用者以外の子育て中の保護者等からも相談を受け、子育て支援を実施します。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●育児等で困ったことがある場合、一人で悩まず相談します。 ●幼稚園の未就園児教室や保育所の園庭開放、子ども・子育て相談センターや児童センター、公園などに出かけ、子育て中の保護者との交流を積極的に図ります。 	

[評価指標]

評価指標		前回調査 (平成 25 年度)	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
1 子育てに不安や負担を感じる (再掲)	就学前	6.7%	8.4%	5.0%
	小学生	8.6%	10.5%	7.0%
2 市に期待することとして、「子どもを事故 や犯罪の被害から守るための対策を進め る」を選んだ親の割合	就学前	59.9%	59.5%	55.0%
	小学生	58.4%	61.7%	55.0%
3 地域の人から子どものことで声を掛けて もらうことがある	小学生	71.2%	63.6%	75.0%
4 春日市における犯罪認知件数 ⁵		1,189 件	600 件 (平成 30 年)	400 件
5 若年者が係わる交通事故の発生件数 ⁶		339 件	242 件 (平成 29 年)	170 件
6 子育てに関して気軽に相談できる先とし て行政機関や相談窓口を挙げた人の割 合	就学前	8.3%	9.7%	12.0%

⁵ 福岡県警察本部

⁶ 福岡県警察本部

4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる

(1) 仕事と生活のバランスが取れた良好な子育て環境をつくる

[現状と課題]

共働き世帯が増加する中、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備することは重要な課題です。

アンケート結果によると、子育てと仕事を両立させる上で、子どもと接する時間が少ないと回答した母親の割合は前回調査結果の35.7%から29.3%と大きく減少したものの、父親は34.0%（前回34.8%）と微減に留まっており、またゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると回答した保護者の割合は65.6%と前回調査結果（69.5%）と比べて減少していることから、引き続き、制度面の整備とともに、市民の意識啓発も併せて進めていく必要があります。

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。

しかし、十分に「ワーク・ライフ・バランス」が取れていない場合もあり、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）が平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日に施行されました。女性がより就労しやすい環境づくりと併せて、長時間労働の適正化、男性の育児休業取得率の向上など、「働き方の見直し」に向けた啓発や取り組みを進めていくことが必要です。

また、結婚、妊娠、出産に関する希望の実現のため、ライフステージの各段階に応じた結婚、妊娠、出産等に関する正確な情報提供など、切れ目ない支援を推進していくことが求められます。

[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容	
ワーク・ライフ・バランスを推進し、良好な子育て環境を確保する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●働く親が個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるよう、保育や子育てに関する情報を提供します。 ●仕事と生活を調和させながら働き続けることができる育児休業制度の定着、促進に努め、労働に関する法制度の周知や男女共同参画の啓発推進を図ります。 ●産後休暇や育児休業から職場復帰する保護者に対し、優先して保育所の利用調整をすることにより、円滑な職場復帰を支援します。 ●「男は仕事、女は家庭」という、男女の固定的性別役割分担に縛られず、個人の考えを尊重し、家庭における子育てについては男女の共同責任という意識の醸成を図ります。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業特定型 2) 新たな出会い応援事業（県事業）の周知 3) 子育て応援宣言をした企業（県事業）の周知 4) 男女共同参画の推進 5) 職場復帰する保護者の保育所への優先入所 6) 父親参加型事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室 ・親子教室
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の中で地域活動に参加する人が固定しないよう、家庭ぐるみで活動できる行事を企画したり、普段地域活動に参加しない保護者や子どもに積極的に参加を促したりします。 ●教育や地域活動において、男女平等の対応を心掛け、性にかかわらず、その個性と能力を発揮できるよう支援します。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と生活の調和のために、家庭の中における役割分担について話し合い、お互いに協力します。 ●男性も女性も積極的に育児休業を取得します。 ●男性も女性も子どもと触れ合う時間の確保に努め、仕事とのバランスを取りながら、子育てを積極的に実施します。 	

(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

[現状と課題]

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。このような背景を踏まえれば、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、そのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを行うという考え方に転換していく必要があります。

市が実施する「利用者支援事業」では、子どもの健やかな成長を目指し、子どもや子育て家庭の個別ニーズを把握し、地域にある施設や事業等につなげることで、子どもや子育て家庭に一番相応しいメニューを確実に円滑に利用できるように支援します。利用者支援事業を機能させるためには、既存事業を充実させることはもちろん、子育て家庭の個別ニーズを適切に把握し施設等につなげていくコーディネート機能を高めるとともに、地域資源の掘り起こしを進め、地域資源とのネットワークを構築していくことが必要です。

本市では、子どもや子育て支援に関する事業計画の策定や、その進行管理などについて、関係者や当事者から意見を聴くための「春日市子ども・子育て会議」、支援が必要な児童やその家庭の情報交換や支援方法の検討等を行う「要保護児童対策地域協議会」、いじめの防止に係る機関や団体の連携を図る「いじめ問題対策連絡協議会」など、様々な機関や団体、協議会などが連携しながら子育てを支援しています。今後は、行政等が行う「フォーマル・サービス」だけでなく、地域等が行う「インフォーマル・サービス」の重要性も高まります。

「春日市子育て支援ネットワーク」により子どもや子育て家庭と地域資源とをつなげることで、教育・保育の量的な確保のみならず、質の向上に努め、子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくっていく必要があります。

また、国際化の進展や改正入管法（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律）の施行に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児は今後、増加することが考えられます。しかし、外国人の子どもは憲法上の就学義務が無いこともあり、国の制度として外国人を積極的に受け入れ、援助する仕組みが十分であるとはいえません。本市に居住する、外国につながる幼児とその家族のニーズを適切に把握し、これらの幼児が認定こども園、幼稚園、保育所や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者や事業者に対する支援の実施を検討する必要があります。

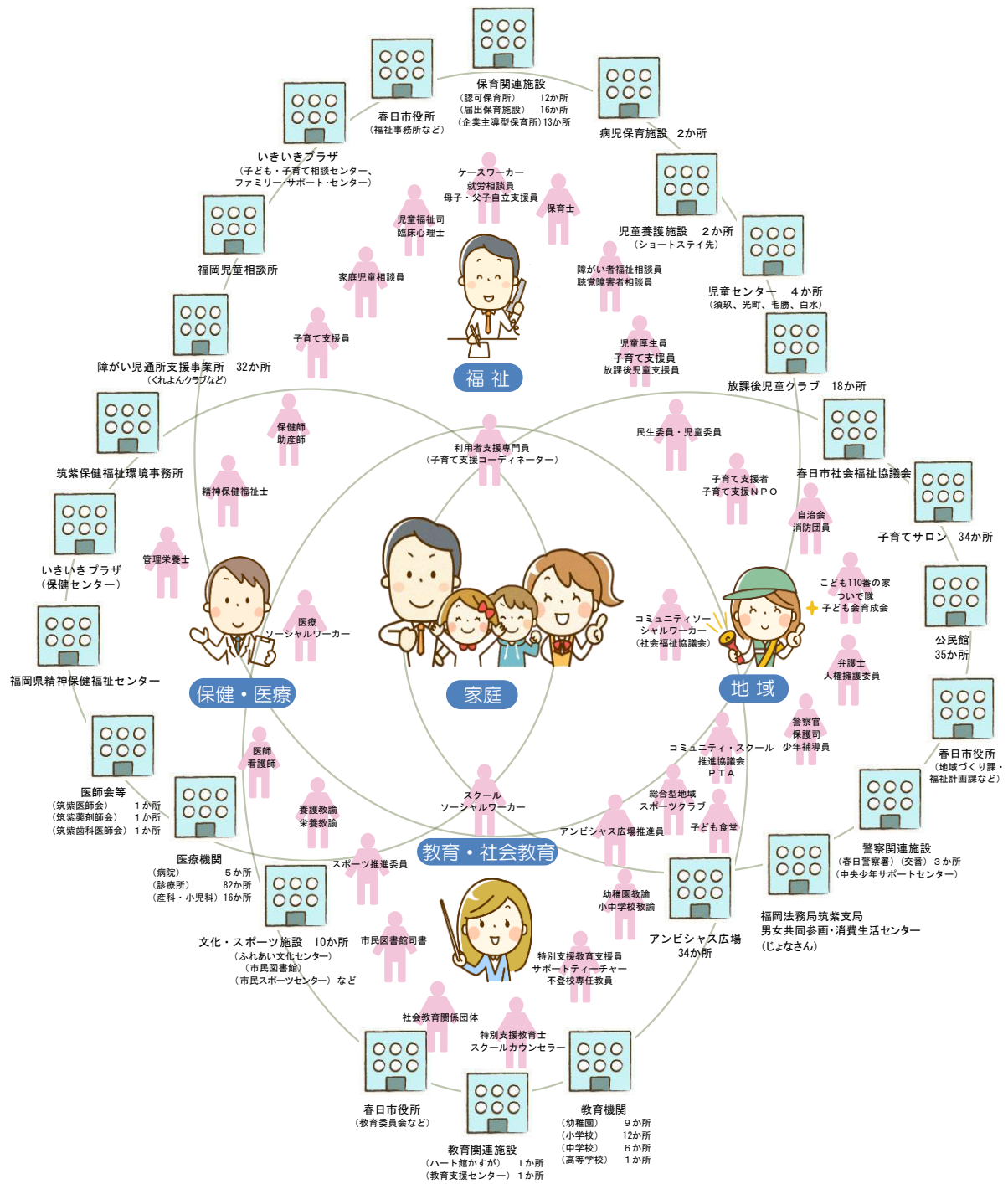
[主体ごとの取り組み]

目的	主体	取り組みの内容	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育・保育の必要量を確保するとともに、サービスの質の向上を図る</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。 ●保育が必要な子どもが待機することなく、保育所に入所できるような提供体制の確保を図ります。 ●児童心理学や発達心理学など科学的根拠に基づいた保育を実施し、保育の質の向上に努めます。 ●職員の研修参加を促し、教育・保育の質の向上に努めます。 ●教育・保育等への財政的支援を通して、最低基準の遵守はもとより、保育の質の向上を図ります。 ●幼稚園の利用促進のため、利用者負担の軽減を図り、利用しやすい環境の整備に努めます。 ●共働き家庭等の児童の健全な育成を図るため、放課後の遊びや生活の場を整え、子どもの主体性を尊重しながら、自主性、社会性等を育みます。 ●障がいを持つ児童等、特別な配慮を必要とする児童へ対応するため、必要に応じ放課後児童クラブの支援員の加配等を行います。 ●子育て家庭の多様なニーズに対応するため、今後も放課後児童クラブの開所時間を午後7時まで延長します。 ●外国へつながる幼児に対する取り組みとして、（窓口での外国語対応、翻訳機の導入、市内教育・保育施設への支援等）を行います。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 児童手当 2) 教育・保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間における教育事業・保育標準時間における保育事業 ・延長・幼稚園預かり保育事業 ・休日保育事業（市独自事業） ・障がい児保育事業 3) 保育所運営補助金 4) 届出保育施設助成事業 5) 副食費補足給付事業（未移行幼稚園） 6) 私立幼稚園運営補助事業 7) 放課後児童クラブ
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●世代間交流や災害時の協力体制などを通じて、幼稚園や保育所との連携に努めます。 ●子どもを温かい目で見守り、幼稚園や保育所、放課後児童クラブを支援します。
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">家庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園や保育所、放課後児童クラブの助言を活かし、子どもの望ましい生活習慣の確立に努めます。 ●幼稚園や保育所での出来事を自宅で話し合い、子どもの前向きな気持ちや成長を後押しします。

目的	主体	取り組みの内容	
多様な子育てニーズに応える環境を整える	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの健やかな成長を目指し、子育て家庭の個別ニーズに基づいた情報提供やサービスの紹介、子どもや保護者の状況に応じた適切な支援への橋渡しができるように、子ども・子育てに関連する様々な機関などと連携を強化し、子育て支援ネットワークの構築を目指します。 ●気軽に一時的な保育を受けられ、育児のレスパイト⁷もできる体制を整備します。 ●病気等で保育所や幼稚園などで集団保育が困難な場合でも、保育できる体制を整備します。 ●園庭開放など、保育所を活用した地域支援を推進します。 ●全ての就学児童が放課後を安心、安全に過ごし、多様な体験、活動ができるようにします。 ●地域の人材を子どもの健全育成に活用できる体制を強化していきます。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者支援事業 2) 子育て短期支援事業 3) ファミリー・サポート・センター事業 4) 一時預かり事業 5) 病児保育事業 6) 地域支援(園庭開放など) 7) 児童センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・須玖児童センター ・光町児童センター ・毛勝児童センター ・白水児童センター 8) 放課後子供教室(アンビシャス広場)事業 9) 地域人材活用事業(みんなで春をつくろう学級、体験王国など)
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや子育てに関わる全ての機関、団体は、子育て支援ネットワークの構成機関であると認識し、子育て支援の必要な家庭を把握したときには、お互いに連携することで、多様な子育てニーズに対応できるように支援します。 ●地域住民のニーズに応じて、地域での子育てサロンなどを積極的に実施します。 ●教育・保育施設などにおいても、積極的に一時預かりを実施し、保護者のニーズに応える体制を整備します。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ、子育て支援サービスを活用することにより、個々の家庭に合った子育てをしていきます。 ●学校や保育所、幼稚園だけでなく、様々な子育て支援サービスを活用し、子どもの体験活動の場を広げていきます。 	

⁷ 「レスパイト」とは、育児に疲れた親が一時的に子どもを預けリフレッシュできるようにすることです。

図表 10 「春日市子育て支援ネットワーク」のイメージ



評価指標と目標

[評価指標]

評価指標		前回調査 (平成 25 年度)	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
1 育児、介護休業制度の整備をしていない市内の業者の割合 ⁸	事業者	53.5%	46.4% (H29)	45.0%
2 子育てと仕事を両立させる上で、子どもと接する時間が少ないと回答した割合	小学生	母親 35.7% 父親 34.8%	母親 29.3% 父親 34.0%	母親 25.0% 父親 30.0%
3 ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間があるか「十分ある」、「まあまあある」と回答した割合	小学生	69.5%	65.6%	70.0%

⁸ 競争入札参加資格審査申請事業者に対する男女共同参画推進状況報告

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 見込量の算出

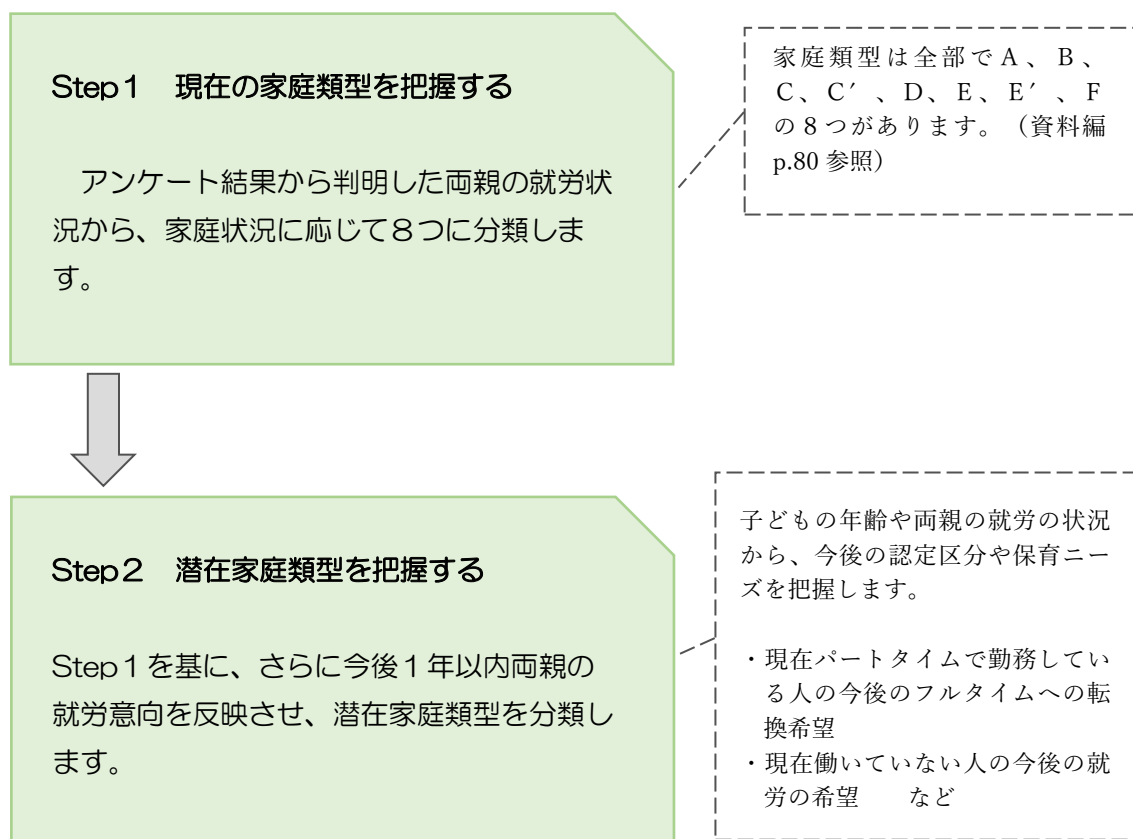
子ども・子育て支援事業計画では、アンケートなどから把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込量（潜在的なニーズ量）を計算します。

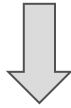
見込量と現在提供できているサービスを比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

見込量の計算では、アンケートで得た回答から、潜在家庭類型を把握し、量の見込み、確保方策を決定します。

(1) 見込量の計算方法

見込量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。





Step3 潜在家庭類型別児童推計数

住民基本台帳の情報を基に、今後の出生数などを推計し、将来の子どもの数を算出して、それぞれの潜在家庭類型の割合を掛け合わせ、潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。

人口の変化率、出産可能とされる年齢の女性の数の割合や変化、出生する乳児の男女比などの様々な要素を用いて、今後の人口を推計し1年ごとに算出します。



Step4 事業ごとの利用意向率

それぞれの事業ごとに用意されている計算式を用い、利用意向率を算出します。

計算式は「市町子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」によって国から示されています。



Step5 利用対象児童数の算出

潜在家庭類型や年齢ごとに利用できるサービス・事業が異なるため、サービス・事業別に定められた条件に従って、潜在家庭類型の割合と児童推計数を掛け合わせます。

例えば、保育所を利用できるのは「保育の必要な事由」に該当すると考えられる潜在家庭類型に限ります。



Step6 ニーズ量の算出

サービス・事業ごとの利用意向率と対象となる児童数を掛け合わせて算出します。

Step 3で推計した今後1年ごとの推計児童数を用い、各年度でニーズ量を見込みます。

(2) 見込量の考え方

見込量の計算方法については国の手引きによって決まっていますが、この計算によって算出される見込量は、あくまでも今後 1 年以内に本市に在住している子育て世帯の全ての就労の希望が叶い、かつ、希望する事業やサービスを全て希望どおりに利用することができた場合を想定します。

本市の見込量は基本的に国の手引きに準じ、前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や現実との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件のもとで補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

①国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも、生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査する等することで、国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しました。

②国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

③算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

④過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業ごとに過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするためなどの理由から、市全体を一つの提供区域と考え、子ども・子育て支援事業を実施することとしました。

ただし、放課後児童クラブに関しては、提供区域を小学校区ごとに設定します。

図表 11 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）	市全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業		市全域
	(2) 時間外保育事業		市全域
	(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		市全域
	(5) 放課後児童クラブ		<u>小学校区</u>
	(6) 子育て短期支援事業		市全域
	(7) 乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	(8) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業		市全域
	(9) 地域子育て支援拠点事業		市全域
	(10) 一時預かり事業		市全域
	(11) 病児・病後児保育事業		市全域
	(12) ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	(13) 妊婦健康診査		市全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方を記載します。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

①本市の考え方

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、需要量（ニーズ量）の見込みに対し供給可能な量⁹に不足が生じる場合は、提供体制の確保のため、令和2年度から令和6年度までの5か年で計画的に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等の条件により、需要量の変動が予想されるため、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。

見直しにより、ニーズ量の推移が想定を上回り、供給可能な量を超えることになった場合は、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業など、新たな確保方策も検討し、待機児童の解消を図ります。

②認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、1) 1号認定：子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合（認定こども園・幼稚園）、2) 2号認定：子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園）、3) 3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園・地域型保育事業所）の3つの区分があります。

図表 12 本市における保育認定区分

認定区分	対象者（子ども）
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子ども
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などにおける保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などにおける保育を希望する場合

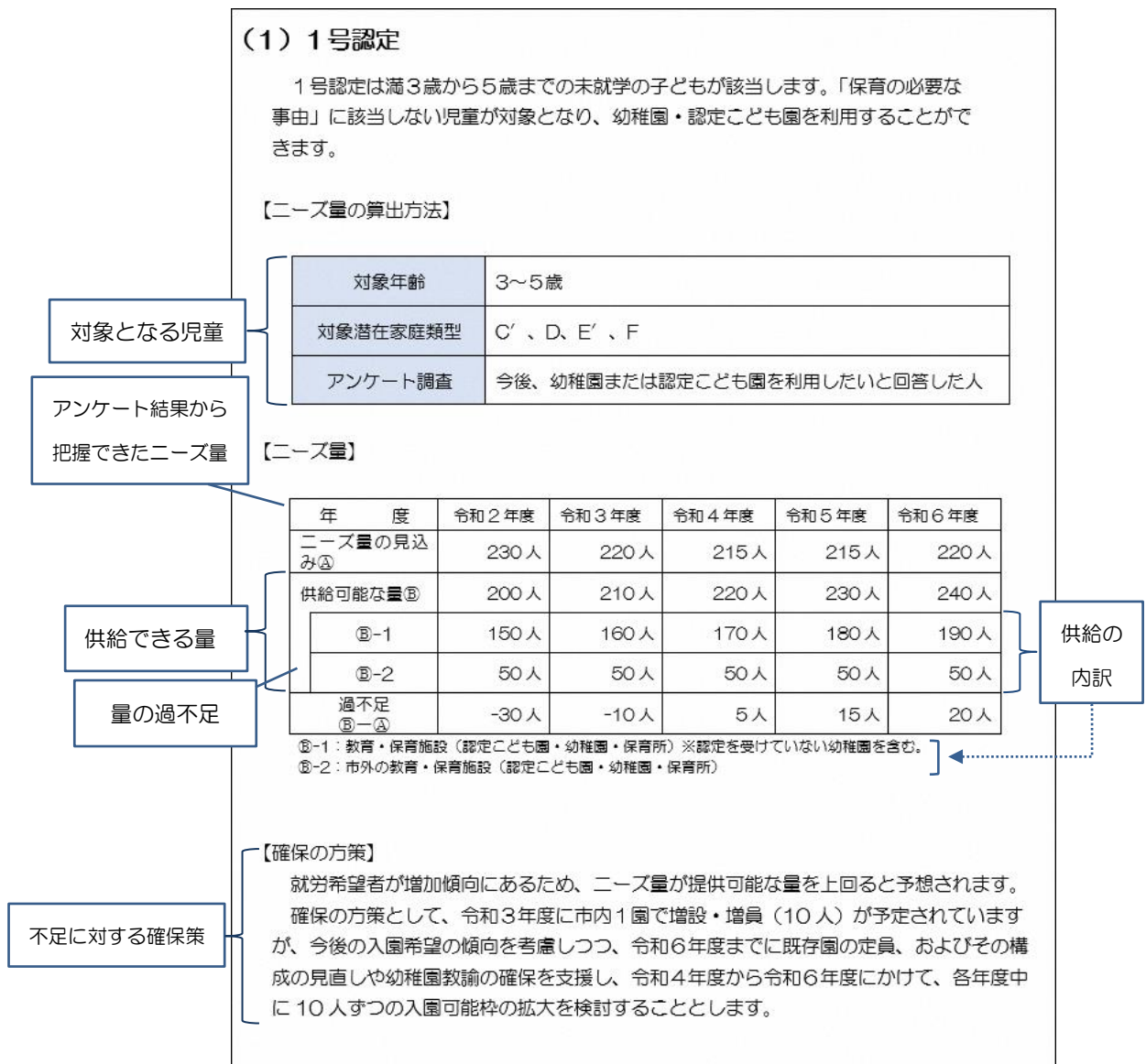
⁹ 「供給可能な量」とは、確認を行った認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を積み上げたものです。

③見込量と確保の方策の読み方

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

図表 13 1号認定の見込量と確保方策の例



(2) 教育・保育施設の事業計画

① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,621	1,583	1,539	1,484	1,461
供給可能な量 ^②	1,776	1,792	1,809	1,831	1,841
^② -1	1,716	1,732	1,749	1,771	1,781
^② -2	60	60	60	60	60
過不足 ^② - ^①	155	209	270	347	380

^②-1：市内の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

^②-2：市外の教育・保育施設利用者

② 2号認定 I（幼稚園の希望が強いとされるもの）

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育園・認定こども園を利用することができますが、保護者が幼稚園を希望する場合は、「2号認定 I（幼稚園の希望が強いとされるもの）」に該当します。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	現在、幼稚園を利用していると回答した人

【ニーズ量】

(人)					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	653	637	620	598	588
供給可能な量 ^②	669	653	636	614	604
^② -1	653	637	620	598	588
^② -2	16	16	16	16	16
過不足 ^② - ^①	16	16	16	16	16

②-1：市内の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

②-2：市外の教育・保育施設利用者

③ 2号認定Ⅱ（認定こども園・保育所）

2号認定Ⅱは満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

【ニーズ量】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,073	1,048	1,019	982	967
供給可能な量 ^②	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235
^② -1	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
^② -2	155	155	155	155	155
過不足 ^② - ^①	162	187	216	253	268

^②-1：市内の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

^②-2：市外の教育・保育施設利用者

【確保の方策】

0歳から2歳児までのニーズが高いため、令和4年度に地域型保育事業（小規模保育事業等）の新設を含め、認可保育所の定員増、認可保育所の年齢ごとの定員の見直しのいずれかを行います。

令和4年度において、0歳から2歳児までの定員増を行う場合は、3歳から5歳までも同数以上の定員とする必要があるため、定員の増員を行います。

令和6年度において、ニーズに応じて認可保育所の建て替えによる定員増を行います。

④ 3号認定 I（0才児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児と1・2歳児に分けて量を見込みます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	368	362	355	349	344
供給可能な量 ^②	301	307	355	355	355
^② -1	211	211	253	253	253
^② -2	80	86	92	92	92
^② -3	10	10	10	10	10
過不足 ^② - ^①	-67	-55	0	6	11

②-1：教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

②-2：市内の企業主導型保育所

②-3：入所確定後のキャンセル数見込み(平成28年度から平成30年度平均)

【確保の方策】

ニーズが高いため、令和4年度に地域型保育事業（小規模保育事業等）の新設を含め、認可保育所の定員増、認可保育所の年齢ごとの定員の見直しのいずれかを行います。

令和6年度において、ニーズに応じて認可保育所の建て替えによる定員増を行います。

⑤ 3号認定Ⅱ（1・2才児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児と1・2歳児に分けて量を見込みます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	1・2歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	982	967	978	961	944
供給可能な量 ^②	867	879	978	978	978
^③ -1	679	679	766	766	766
^③ -2	177	189	201	201	201
^③ -3	11	11	11	11	11
過不足 ^② - ^①	-115	-88	0	17	34

①-1：教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

①-2：市外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

①-3：入所確定後のキャンセル数見込み(平成28年度から平成30年度平均)

【確保の方策】

ニーズが高いため、令和4年度に地域型保育事業（小規模保育事業等）の新設を含め、認可保育所の定員増、認可保育所の年齢ごとの定員の見直しのいずれかを行います。

令和6年度において、ニーズに応じて認可保育所の建て替えによる定員増を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

市区町村などの窓口や保健センター等で、妊娠・出産や母子の健康、保育サービス等の利用に関する相談に応じ、地域の保育所や各種保育サービス、母子健康サービスに関する情報提供やその利用の支援などを行うものです。

子どもや保護者が、身近な場所で、支援事業計画に基づく事業をはじめ、様々な社会的資源の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

【ニーズ量】

(特定型)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給可能な量 ^②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ②-①	—				

(基本型・母子保健型)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給可能な量 ^②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ②-①	—				

【確保の方策】

春日市いきいきプラザの中で、春日市子ども・子育て相談センターとして基本型と母子保健型を実施しています。

(2) 時間外保育事業（延長保育など）

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の開所日、開所時間以外の日や時間帯において、保育を実施する事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

【ニーズ量】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,020	999	985	958	943
供給可能な量 ^②	1,020	999	985	958	943
過不足 ^{②-①}	0	0	0	0	0

(人)

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得であるため生計が困難である世帯にいる子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、子どものすこやかな成長を支援する事業です。令和元年度 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収 360 万円未満相当の世帯に対して、副食費の実費負担が減免されるため、新制度未移行幼稚園の利用者の該当世帯についても副食費の支給を実施します。

【確保の方策】

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(人)

(4) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブ舎や小学校の余裕教等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」と回答した人

【ニーズ量】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,256	1,261	1,266	1,263	1,248
1年生	300	314	301	315	301
2年生	309	310	318	302	323
3年生	322	313	316	325	307
4年生	110	112	107	105	108
5年生	99	110	111	106	105
6年生	116	102	113	110	104
供給可能な量 ^②	1,256	1,261	1,266	1,263	1,248
過不足 ^③ ②-①	0	0	0	0	0

【須玖小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	89	89	87	85	80
1年生	21	20	20	21	15
2年生	22	23	21	21	23
3年生	21	21	23	21	20
4年生	9	8	7	8	7
5年生	8	9	7	7	8
6年生	8	8	9	7	7
供給可能な量 ^②	89	89	87	85	80
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【春日小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	109	110	112	115	115
1年生	28	30	29	28	33
2年生	25	28	28	28	27
3年生	30	25	28	29	27
4年生	8	11	8	11	10
5年生	8	8	11	8	10
6年生	10	8	8	11	8
供給可能な量 ^②	109	110	112	115	115
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【春日西小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	138	136	134	130	123
1年生	33	31	29	32	26
2年生	35	35	33	30	33
3年生	35	35	35	32	29
4年生	12	12	12	12	11
5年生	11	12	12	12	12
6年生	12	11	13	12	12
供給可能な量 ^②	138	136	134	130	123
過不足 ^② - ^①	0	0	0	0	0

【天神山小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	142	149	155	156	158
1年生	38	39	39	39	40
2年生	34	39	39	39	40
3年生	34	35	39	41	40
4年生	13	12	12	13	13
5年生	10	13	12	12	13
6年生	13	11	14	12	12
供給可能な量 ^②	142	149	155	156	158
過不足 ^② - ^①	0	0	0	0	0

【大谷小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	66	71	74	77	81
1年生	14	22	18	19	21
2年生	21	15	23	19	21
3年生	14	20	15	24	20
4年生	6	4	8	4	8
5年生	5	5	4	7	4
6年生	6	5	6	4	7
供給可能な量 [Ⓑ]	66	71	74	77	81
過不足 [Ⓑ] - [Ⓐ]	0	0	0	0	0

【春日南小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	161	158	159	157	158
1年生	38	40	39	37	40
2年生	39	37	40	40	38
3年生	41	40	39	42	41
4年生	15	14	13	12	14
5年生	12	15	13	13	12
6年生	16	12	15	13	13
供給可能な量 [Ⓑ]	161	158	159	157	158
過不足 [Ⓑ] - [Ⓐ]	0	0	0	0	0

【春日原小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	88	88	88	88	92
1年生	21	21	21	24	24
2年生	22	21	21	20	24
3年生	20	23	22	21	20
4年生	8	7	8	8	8
5年生	8	8	8	8	8
6年生	9	8	8	7	8
供給可能な量 [Ⓑ]	88	88	88	88	92
過不足 [Ⓑ] - [Ⓐ]	0	0	0	0	0

【春日東小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	135	140	138	143	141
1年生	35	35	33	37	32
2年生	32	37	35	34	38
3年生	38	34	38	37	36
4年生	9	13	11	12	12
5年生	11	9	12	11	12
6年生	10	12	9	12	11
供給可能な量 [Ⓑ]	135	140	138	143	141
過不足 [Ⓑ] - [Ⓐ]	0	0	0	0	0

【春日北小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	86	85	85	81	78
1年生	23	19	20	20	18
2年生	20	24	19	19	20
3年生	23	20	24	19	19
4年生	7	8	7	8	6
5年生	6	8	8	7	8
6年生	7	6	7	8	7
供給可能な量 [Ⓑ]	86	85	85	81	78
過不足 [Ⓑ] - [Ⓐ]	0	0	0	0	0

【春日野小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	109	104	105	103	95
1年生	21	25	23	25	23
2年生	26	22	26	23	25
3年生	31	26	23	26	23
4年生	11	11	9	8	8
5年生	8	11	12	9	8
6年生	12	9	12	12	8
供給可能な量 [Ⓑ]	109	104	105	103	95
過不足 [Ⓑ] - [Ⓐ]	0	0	0	0	0

【日の出小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	57	58	57	61	61
1年生	12	15	13	18	14
2年生	14	13	15	12	18
3年生	16	15	14	16	14
4年生	5	5	5	5	5
5年生	5	5	5	5	5
6年生	5	5	5	5	5
供給可能な量 ^②	57	58	57	61	61
過不足 ^② - ^①	0	0	0	0	0

【白水小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	76	73	72	67	66
1年生	16	17	17	15	15
2年生	19	16	18	17	16
3年生	19	19	16	17	18
4年生	7	7	7	4	6
5年生	7	7	7	7	5
6年生	8	7	7	7	6
供給可能な量 ^②	76	73	72	67	66
過不足 ^② - ^①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量に応じ、小学校の空き教室の活用等柔軟な対応を行うことで確保します。

(5) 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」、「留守番」と回答した人および「親族・知人に見てもらった」人のうち、「非常に困難」、「どちらかという困難」と回答した人

【ニーズ量】

(人日)					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	26	26	25	24	24
供給可能な量 ^②	26	26	25	24	24
過不足 ^③ ②-①	0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育てとその支援に関する情報提供を行う事業です。

【ニーズ量】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	914	899	882	866	854

(人)

(7) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク事業は、児童虐待の発生防止、その早期発見・早期対応を目的として、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関や関係機関等の連携強化と所属する職員の専門性のより一層の向上を図る事業です。

【二一ズ量】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み	560	570	580	590	600

(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場です。

子育てについての相談、情報提供、助言、子育て・子育て支援に関する講習のほか、様々な援助等を行っています。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人および今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人および現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

【ニーズ量】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	29,539	29,083	29,123	28,617	28,127
供給可能な量 ^②	29,539	29,083	29,123	28,617	28,127
^② -1	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足 ^② - ^①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

春日市内4つの児童センター全てに地域子育て支援拠点事業を実施する常設の場所を確保し、それぞれ常勤の子育て支援員を配置することで、ニーズ量を十分に満たす供給可能な体制を取ります。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所が、一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の疾病等の対応に加え、障がいがある子どもの保護者の一時的な休息の場としての役割も担っています。

①一時預かり（幼稚園型）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に児童を預けることができる事業です。

【ニーズ量の算出方法】

（1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、「幼稚園」、「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」、「預かり保育」を利用していると回答した人

（2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

【ニーズ量】

(人日)					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	37,726	36,831	35,824	34,526	34,001
供給可能な量 ^②	37,726	36,831	35,824	34,526	34,001
^② -1	27,165	26,523	25,794	24,859	24,481
^② -2	10,561	10,308	10,030	9,667	9,520
過不足 ^② - ^①	0	0	0	0	0

①-1：教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

①-2：市外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

②一時預かり（その他）

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	不定期事業を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

(人日)					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	4,076	4,019	4,048	3,992	3,922
供給可能な量 ^②	4,076	4,019	4,048	3,992	3,922
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が病児および病後児の一時的な保育等を行う事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「留守番させた」と回答した人および「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した人で病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

年 度	(人日)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	3,239	3,175	3,130	3,044	2,995
供給可能な量 ^②	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
過不足 ^{②-①}	2,061	2,125	2,170	2,256	2,305

(11) ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する育児中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方について「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

【ニーズ量】

年 度	(人回)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	485	488	486	479	470
供給可能な量 [Ⓑ]	485	488	486	479	470
過不足 [Ⓑ] - [Ⓐ]	0	0	0	0	0

(12) 妊婦健康検査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康検査として、妊娠期間中の適切な時期に、必要な医学的検査を実施し、健康状態の把握および保健指導を行う事業です。

【ニーズ量】

(人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込み	914	899	882	866	854

5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前の全ての子どもが質の高い教育・保育を一体的に受けることのできるよう、幼保連携型認定こども園を普及するとの方針に従い取り組んでいきます。また、既存施設からの移行については、事業者の意向や市民ニーズの動向を十分踏まえながら進めていきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設および地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

②幼稚園、保育所、小・中学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、またこの時期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳幼児期から学童期を経て思春期に至る子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意しながら、関係機関で共有できるよう取り組んでいきます。

また、保育所、幼稚園、小・中学校それぞれで実施している教育・保育カリキュラムにおいて子ども同士の交流や相互の学びの場づくり、基本的な生活習慣の指導方針の共有など、共同して具体的な取り組みを行うことにより、保幼小中の滑らかな接続を図ります。

さらに、幼稚園教諭、保育士、小・中学校教諭の連携を深めるため、相互訪問や合同研修の実施など、子どもの育ちと学びを支える土台を構築し、共通の課題解決のための有機的な体制の整備を目指します。

③教育・保育施設等の事故の発生防止（予防）について

教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故などの重大事故は、残念ながら国内のどこかで引き続き発生しています。

子どもが育ち、少しずつ社会とのかかわりや行動範囲をひろげていくなかで、一定のケガや小さな事故が起こることは普通のことであり、また、それらをすべて未然に防ぐことはできません。

子どもは新しいことに挑戦しながら日々成長し、昨日できなかったことが今日できるようになっていきます。目にするもの、触れるもの、すべてが新鮮な子どもにとって、自らの行動がもたらす結果を学び、たくさんの経験を積み重ねることで成長していくことを踏まえれば、小さなケガや事故の可能性に対し周囲の大人が過剰に対策することは、子どもにとって望ましくありません。

私たちが考えるべきは、子どもの生命を脅かし、後遺障がいが残るほど深刻な事故の予防です。重大事故の発生そのものの防止（予防）に取り組むこと、たとえ事故が起こったとしても重傷や障がい、さらには死亡というような重大な結果に至らないようにする方法を考え、実践していく必要があります。また、日々の教育・保育の実践を振り返り、具体的な改善策を考え、実行していくことで、保育の質を向上させ、子どものけがの防止に努めることも重要です。

本市では、子どもの安全確保に関する研修等の実施をするなど、職員の資質、保育の質の向上の取り組みを計画的に、継続的に実施することで、教育・保育施設等の事故の発生防止（予防）に努めます。

資料編

1. 家庭類型の分類

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

2. 春日市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	氏名	団体等
学識経験者	大谷 朝	精華女子短期大学 幼児保育学科長 教授
保護者	矢口 香織	春日小鳩幼稚園保護者
	田上 修	須玖保育所保護者
	園木 崇嗣	春日市小中学校PTA 連絡協議会会長
子どもの教育又は保育に従事する者	久家 恵子	春日幼稚園教諭
	日高 貴明	あいあい保育園保育士
子どもの教育又は保育に関する事業を運営する者	椎葉 聖	若竹保育園園長
	白水 剛	学校法人白水学園理事長
	片田 文子	社会福祉法人愛育の森理事長
子ども・子育て支援に関する活動に携わる者	竹之内 美津子	春日市主任児童委員
	日田 美智子	春日まちづくり支援センター副理事 (子育てNPO♡ママさぽーと代表)
前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	長尾 忠志	弥生地区自治会長
	藤河 久美	春日市立春日東小学校校長

3. 春日市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 26 日条例第 23 号)

改正 平成 26 年 9 月 25 日条例第 20 号 平成 27 年 12 月 17 日条例第 37 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づく合議制の機関として、春日市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

[子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項] [児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項]

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務

[法第 77 条第 1 項各号]

(2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項その他児童の福祉の向上に関し市長が必要と認める事項についての調査審議

[児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項]

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域における次世代育成支援対策の推進その他の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項についての調査審議

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 13 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)

[法第 6 条第 2 項]

(3) 子どもの教育又は保育に従事する者

(4) 子どもの教育又は保育に関する事業を運営する者

(5) 子ども・子育て支援に関する活動に携わる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉支援部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月25日条例第20号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4. 計画の策定経過

期日	内容
平成30年11月2日	平成30年度 第1回 春日市子ども・子育て会議 ○子ども・子育てアンケート（案）について
平成30年12月1日～ 平成30年12月31日	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート ○春日市在住の就学前児童の保護者 ○春日市在住の小学生の保護者
平成30年3月14日	平成30年度 第2回 春日市子ども・子育て会議 ○子ども・子育てアンケート結果等について ○今後の事業スケジュールについて
令和元年8月19日	令和元年度 第1回 春日市子ども・子育て会議 ○今後の事業スケジュールについて ○計画骨子案 ○計画の概要 ○統計からみる春日市の現状
令和元年10月10日	令和元年度 第2回 春日市子ども・子育て会議 ○計画素案について
令和元年12月17日	令和元年度 第3回 春日市子ども・子育て会議 ○計画素案について
令和元年12月23日～ 令和2年1月16日	計画原案に対するパブリック・コメント ○提出意見数：0件

第2期春日市子ども・子育て すくすくプラン

(春日市子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

編集・発行 春日市
〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5
電話 092-584-1111 FAX 092-584-1115



春日市